

報告番号

4051

号

1999 年度博士学位請求論文

わが国における税効果会計の制度論的研究

名古屋大学大学院経済学研究科

磯貝 明

①

1999 年度博士学位請求論文

わが国における税効果会計の制度論的研究

名古屋大学大学院経済学研究科

指導教官 飯田穆教授

氏名 磯貝 明

謝 辞

本論文の執筆に当たっては多くの方々からのご指導とご支援を頂いた。
指導教官である飯田穆先生のほか、友杉芳正先生、野口晃弘先生には丁寧なご指導と貴重なコメントを頂いた。また、ともに学位請求論文の執筆に取り組んだ朴恩芝さん、李鮮姫さんからは多くの助言を頂いた。そして日本学術振興会からは資金面でのご支援を頂いた。ここに、記して深甚の謝意を表したい。

さらに、多忙中にもかかわらず情報処理関連の助言を幾度となく与えてくれた友人の原田和樹氏、そして大学院での研究生活を支えてくれた両親に深く感謝したい。

わが国における税効果会計の制度論的研究

目次

第1章 序	1
第2章 税効果会計の導入	4
第1節 税効果会計の国際的動向	4
第2節 わが国での税効果会計導入までの経緯	8
第3節 わが国における税効果会計導入の必要性と阻害要因	11
第3章 税効果会計における法人税の費用性	16
第1節 法人税の性格	16
第2節 費用説と利益処分説	19
第3節 会計主体論と法人税の費用性	23
第4章 繰延税金資産の認識と測定	27
第1節 繰延税金資産の概念	27
第2節 繰延税金資産の資産性	29
第3節 不確実性と回収可能性の判断	32
第5章 「税効果会計に係る会計基準」の特徴と問題点	40
第1節 資産負債法採用の妥当性	40
第2節 繰延税金資産の回収可能性と評価性引当金	50
第3節 区分表示と相殺表示	52

第6章 税効果会計の適用実態分析 ----- 56

第1節 1999年(平成11年)3月期東証一部上場会社の税効果会計適用状況 ..56

第2節 銀行業と東証一部上場会社における繰延税金資産の比較60

第3節 銀行業の財務諸表における特質69

第7章 総括と今後の課題 ----- 73

参考文献75

第1章 序

大蔵省企業会計審議会は、1998年(平成10年)10月30日に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」および「税効果会計に係る会計基準」を公表し、連結財務諸表だけでなく個別財務諸表にも税効果会計を適用することとした。

国際的には、すべての財務諸表に税効果会計を適用することが主流となっており、国際会計基準(International Accounting Standards; 以下IASとする)を始めとしてアメリカの財務会計基準審議会意見書(Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards; 以下それぞれFASB、SFASとする)など、税効果会計の適用に関しては明確な会計基準が存在している。

わが国では、これまで連結財務諸表において任意でその適用が認められているのみであったことから、実際に適用している企業はアメリカの証券取引委員会(Securities and Exchange Commission; 以下SECとする)基準で財務諸表を提出している上場会社に限られ、わが国ではその適用に際しての明確な基準は存在していなかった。しかしながら、国際的調和の観点からの税効果会計導入の方向と、国内における高度な経済政策的背景もあって、このたびわが国において税効果会計が個別財務諸表においても導入されることとなり、それに伴って明確な税効果会計基準が設定されるに至った。

わが国において税効果会計を導入するにあたっては、その前提条件について明確にしておくことが必要と思われる。つまり、税効果会計が法人税¹の期間配分を取り扱う会計処理方法である以上、そこには前提条件としての法人税の費用性について明らかにしておく必要がある。また、わが国の制度会計におけるトライアングル体制を考えると、商法との調整も必要になってくる。税効果会計の導入によって個別財務諸表において繰延税金資産や繰延税金負債が計上されることとなるが、これらは果たして商法上の資産・負債として認められるのかについて検討する必要もある。特に、繰延税金資産については将来必ず回収できるとは限らず、回収の不確実性が伴っているため、その資産性については議論する必要

¹ ここでいう「法人税」とは税効果会計がその対象としている税金であり、利益に関連する金額を課税標準とする税金のことである。実際には法人税に住民税および事業税(収入金額を課税標準とするものを除く)を加えたものであり、これらの法人税等を以下では「法人税」と表記する。

があると考えられる。

こうしたわが国における税効果会計の制度論的研究を行うため、本論文では、まず第2章においては、税効果会計のこれまでの展開と現状について論述する。わが国が税効果会計を導入する以前に、国際的にはすでに税効果会計導入は主流となっているため、アメリカの会計基準やIASを中心にして税効果会計の国際的動向について述べる。そしてわが国での税効果会計をめぐるこれまでの経緯について整理し、わが国で税効果会計を必要とする根拠は何なのか、またなぜこれまで税効果会計が導入されてこなかったのかについて考察する。

第3章においては税効果会計の前提条件ともいえる法人税の費用性について論述する。法人税の費用性を述べるに当たっては、法人税が他の費用と共通した性格を持ち合わせていることに着目して、利益処分説と対比させながら詳細に考察する。さらに会計主体論の視点から、資本が誰に帰属し、利益が誰に帰属するかを明らかにして、法人税の費用性について検討していく。

第4章においては、税効果会計導入に際してのもう一つの問題であったと見られる繰延税金資産の資産性について検討を加える。わが国に税効果会計を導入する以上、それによって計上されることとなる繰延税金資産や繰延税金負債が商法上の資産・負債として認められうるかについては商法との調整が必要であるとされ、実際に法務省と大蔵省の共同研究会において商法上の繰延税金資産・繰延税金負債の解釈について議論されてきた。本論文では特に繰延税金資産が将来確実に回収される資産ではなく、将来の課税所得の額によって回収が左右されるという不確実性についてその資産性を検討する。

以上のような税効果会計の理論的考察を踏まえて、第5章においては、「税効果会計に係る会計基準」の特徴と問題点について検討を加える。わが国の税効果会計基準において、その適用方法として採用した資産負債法が妥当な適用方法であるかについて考察するため、各国の税効果の会計処理方法について明らかにし、設例によってその妥当性を検証する。また繰延税金資産の回収可能性の判断や評価性引当金の設定、区分表示や相殺表示といった点について問題点を指摘する。

第6章においては、税効果会計の導入がわが国大企業の財務諸表に与えた影響について実態分析するため、1999年(平成11年)3月期の有価証券報告書により、早期適用した会社についての調査を行う。特に、銀行業と東証一部上場会社の税効果会計適用状況を比較分析し、銀行業における税効果会計適用状況の特異性を明らかにする。また、税効果会計適

用により計上された繰延税金資産が銀行の自己資本比率を上昇させていることに注目し、銀行大手 17 行の有価証券報告書を分析して、税効果会計導入が銀行業の財務諸表に与えた影響について論じる。

本論文は以上のようにわが国における税効果会計の制度論的研究であり、税効果会計導入の背景とその論理的基盤について明確にし、かつわが国の制度の特徴と問題点および税効果会計適用の実態分析の結果得られた成果について論述し、今後の税効果会計の課題について言及するものである。

第2章 税効果会計の導入

第1節 税効果会計の国際的動向

わが国における税効果会計の史的展開と現状を考察するにあたって、その研究と実務が最も発展しているアメリカの会計基準およびIASについて概観しておく必要がある。なぜならば、1970年代においてわが国に税効果会計が一部制度化され、また、このたび連結財務諸表だけでなく個別財務諸表にも導入された点において、その根本には会計基準の国際的調和の必要性が認識され、これが要因となって導入が実現されたという背景があり、税効果会計の国際的動向と、税効果会計基準についての基本的諸問題を明らかにしておくことが肝要と考えるからである。

税効果会計に関する議論は、研究面においても実務面においても高度に発達しているアメリカの他、イギリス、カナダ、オーストラリアおよびオランダの各国で活発になされている。特にアメリカにおける税効果会計の議論は、アメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants；以下AICPAとする)の前身であるアメリカ会計士協会(American Institute of Accountants；以下AIAとする)が会計研究公報第23号として『法人税等の会計』²を公表し、会計原則の体系の中に法人税の期間配分の問題を導入したのが始まりである。しかしながら、この第23号によれば法人税の配分方法などは明確にされておらず、適用基準としては不十分であった。

さらに、1954年に政府が政策的に企業の設備投資を促進するために、特定の資産に対して、税務上加速償却を認めるようになると、企業は会計上は従来どおり定額法を適用し、税務上は加速償却法を適用する機会が多くなり、税引前利益と課税所得の間に大きな差異が発生するようになった。その解決のため税効果会計が活発に議論されるようになり、法人税の期間配分の必要性および方法の合理性が検討されるようになった³。

そして、1967年に会計原則審議会(Accounting Principles Board；以下APBとする)

² American Institute of Accountants, *ARB No. 23 "Accounting for Income Taxes,"* 1944.

³ 前田清隆「税効果会計とその有用性—AICPAの意見書第11号を中心として」『税経通信』第38巻第8号, 1983年, p. 22。

がAPB第11号『法人税等の会計』⁴を公表し、アメリカの税効果会計は議論から実施の段階へと移行していったのである⁵。元来、アメリカでは財務報告と税務申告が独立しており、財務報告による企業利益と税務申告による課税所得との差異が比較的大きく、法人税の期間配分を行う税効果会計が必要となる制度的背景が存在していた。

その後、AICPAは1972年にAPB第23号⁶を公表しているが、FASBは1975年にSFAS第9号⁷を公表し、APB第11号および第23号についての改訂を行い、さらには1987年にSFAS第96号⁸を公表し、APB第11号の抜本的改訂を行った。具体的な内容としては、それまでのAPB第11号における損益計算書上の税引前利益に対して適正に期間対応した法人税を算定することが第一義的目的であるとした損益計算書重視から、貸借対照表上に計上されるべき繰延税金資産・繰延税金負債を適正に算定することが第一義的目的であるという貸借対照表重視に変わっていることがあげられる⁹。その後FASBはこのSFAS第96号に対する批判を考慮して、いくつかの修正点を加えて、1992年にSFAS第109号¹⁰を公表して、現在に至っている。

アメリカにおける税効果会計の展開とともに国際的動向についてはどのようなになっているか検討する必要がある。各国の財務報告の在り方に大きな影響を与えつつあるIASにおける税効果会計の展開と現状についてみてみる。

IASは設立の目的からして各国における会計基準と同じような強制力や法的規制力をもっているわけではなく、合意書の承認に基づく道義的責任意識を基礎とした間接的かつ教育的な会計基準として広く知れわたってきた。このIASには強制力はないが、各国の会

⁴ American Institute of Certified Public Accountants, *Opinions of the Accounting Principles Board No. 11 "Accounting for Income Taxes,"* 1967.

⁵ AICPAはARB No. 23以降、1952年、1954年、1958年と続いて法人税の期間配分についての見解をARBとして発表し、1967年のAPB Opinion No. 11の発表に至った。

⁶ AICPA, *APB No. 23 "Accounting for Income Taxes,"* 1972.

⁷ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 9 "Accounting for Income Taxes,"* 1975.

⁸ FASB, *SFAS No. 96 "Accounting for Income Taxes,"* 1987.

⁹ 財務報告と税務申告の会計処理の相違に基づく計算上の差異については、税引前利益と課税所得の差額から財務諸表への影響額を計算しようとする「収益・費用アプローチ」と、期末における財務諸表上の資産・負債と納税申告書上の資産・負債との差額から財務諸表への影響額を把握しようとする「資産・負債アプローチ」があり、後者の方がより広範な差異を認識している。前者はAPB第11号やIAS第12号で採用され、後者はSFAS第96号から採用され、現行のSFAS第109号でもこのアプローチを採用している。

¹⁰ FASB, *SFAS No. 109 "Accounting for Income Taxes,"* 1992.

計基準に実質的に影響を与え、改訂への影響を果たしつつあることも事実であり、現にわが国においても、連結会計基準、会計方針の開示、後発事象の開示、引当金の概念規定などにおいてIASの影響を受けていることは否定できず、諸外国もそれぞれにIASへの対応に鋭意努力しているのも事実である¹¹。

また、1995年にSECやわが国の大蔵省などの各国の証券行政当局が集まる証券監督者国際機構(The International Organization of Securities Commissions; 以下IOSCOとする)が国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee; 以下IASCとする)と重要な合意をし、IOSCOが指定した重要項目については1998年3月までにIASCが基準作りを終え、IOSCOが国際的な資金調達や上場の際にIASを使えるように勧告することになった。これによりIASを巡る各国の態度は変化しつつある。実際に自国の会計基準の優秀性に自信をもつアメリカもIASを受け入れることにはディスクロージャーの質の低下につながるとして消極的であったが、IOSCOとIASCとの合意により、IASによるNYSE上場を認める可能性も出て来ており、欧州企業も積極的にIASを採用する方向にある¹²。

税効果会計の論議は証券市場の国際的拡大化に伴い、会計基準の国際的調和化に大きく影響されている。国際的に存在する投資者に対して、有用にして同質の財務情報を提供するという目的をもったIASが、まず、最初に税効果会計についての見解を明らかにしたのは1979年のIAS第12号『法人税等の会計』¹³においてであった。このIAS第12号においては、従来の納税額方式を認めず、税効果会計の採用を強制した。しかしながら、税効果会計の適用方法については、繰延法と資産負債法の選択は企業に委ねられており、さらに税効果は全面適用が原則であるが、相当期間取り崩されない期間差異については除外可能であるとして、部分適用を容認した。その後、1989年にIASCは公開草案第33号¹⁴を公表し、損益計算書重視による資産負債法を採用することとし、部分適用等は認められる代替処理として残した。さらにIASCは1994年に公開草案第49号¹⁵を公表して、損益計算書重視の資産負債法からSFAS第109号で採用されている貸借対照表重視の資

¹¹ 黒澤清・染谷恭次郎・若杉明編『現代会計学の動向 I 財務会計』中央経済社、1988年、p. 126。

¹² NIKKEI BUSINESS, 1996年6月3日号, pp. 82-84。

¹³ International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standards No. 12 "Accounting for Taxes on Income,"* 1979.

¹⁴ IASC, *Exposure Draft No. 33 "Accounting for Taxes on Income,"* 1989.

¹⁵ IASC, *Exposure Draft No. 49 "Accounting for Taxes on Income,"* 1994.

産負債法を採用することとした。その結果 1996 年に改訂 I A S 第 12 号¹⁶が公表された。

この I A S における税効果会計基準の影響は諸外国の会計基準や会計実務においてどのように影響を及ぼしているのだろうか。

国際的にみた場合、商工業が比較的発達している国であれば税効果会計の適用が求められている。例えば、ヨーロッパ諸国をみると、個別財務諸表上、税効果会計を要求する国が 10 (イギリス、アイルランド、ドイツ、ベルギー、オランダ、スペイン、デンマーク、ノルウェー、イタリア、アイスランド)、個別財務諸表では要求しないが連結上要求されている、もしくは支配的実務である国が 5 (フランス、ポルトガル、オーストリア、スイス、スウェーデン)、少なくとも注記を要求する国が 3 (ルクセンブルク、ギリシャ、フィンランド) となっており、注記も本体開示も必要とされない国は主要国では存在しない。また、英連邦の国々 (オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、南アフリカ、チャネル諸島、バミューダなど) は税効果会計に関する詳細な会計基準を有している。アジア地域をみても、フィリピン、台湾、タイ、インドネシア、シンガポール、香港、韓国は税効果会計を要求する独自の会計基準をもち、マレーシアは国際会計基準に準拠することとしているのであって、会計基準が未整備な国々を除けば、これまで税効果会計に否定的・消極的な立場をとってきて、税効果会計の適用基準の整備が遅れていたのはわが国しか存在しなかったのである¹⁷。

以上のように、国際的に税効果会計の導入が主流となっているなかで、特徴的なことはほとんどの国が自国独自の税効果会計基準をもち、連結財務諸表と個別財務諸表の両方にその適用を義務づけ、さらに税効果会計の適用方法として資産負債法を採用している点である。わが国ではこれまでは、連結財務諸表において任意で適用が認められているだけであり、明確な税効果会計基準がなく、その適用方法についても定められていなかった。しかしながら今回の「税効果会計に係る会計基準」の設定により国際的動向に従う形になったといえる。

¹⁶ IASC, *IAS No. 12(revised) "Accounting for Taxes on Income,"* 1996.

¹⁷ 弥永真生・足田浩『税効果会計』中央経済社、1997年、p. 118。

第2節 わが国での税効果会計導入までの経緯

わが国では戦後、経済の高度成長に伴い、有力な企業の国際的活動も活発化し、多くの企業がアメリカ国内だけでなく海外における資金調達を行うようになった。特にアメリカの証券・金融市場で資金調達を行う企業はSECや引受証券会社等の要請により、アメリカにおいて公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を義務づけられ、連結財務諸表の作成とともに、税効果会計の適用を余儀なくされてきた。

わが国においては税法基準に一致した財務報告が多く行われているため、税効果の生じるケースは比較的少なく、税効果会計の適用は認められていなかったが、1960年代半ば以降、法人税の期間配分に関する論文が発表され、その創世記の議論がなされた。その後、国際的な証券市場を背景とする会計基準の国際的統一の動向に大きく影響されて、1975年(昭和50年)6月に証券取引法に基づいて提出する連結財務諸表の作成基準として公表された連結財務諸表原則において税効果会計が初めてとりあげられた。また、1976年(昭和51年)10月に発表された連結財務諸表規則も連結財務諸表の作成にあたり、連結会社の法人税については期間配分の処理を行うことができるとして、税効果会計の選択適用を認めている。この当時、証券市場の国際化といった背景があり、外国からの要請にも応える形で連結財務諸表が制度化され、その際の技術的問題の解決方法として税効果会計が同時に採用されたのであった。つまり、財務報告と税務申告が独立しているアメリカとは違い、わが国では財務申告と税務申告が密接に関連しているため、当時は、税効果会計はあまり必要とされていなかったが、一種の外圧によってその導入が求められ任意適用の形で制度化に至ったのである¹⁸。

このようにわが国における税効果会計の導入は連結財務諸表の制度化に関連して具体化してきたわけであり、アメリカにおいて資金調達しようとする企業の必要性からわが国への導入がなされてきたのである。

このようにわが国における税効果会計は実務においては連結財務諸表上において任意適用が認められていたものの、実際上の税効果会計の適用基準は存在しておらず、この状態が長い間続くこととなった。実際、連結財務諸表規則においては税効果会計の選択適用を認

¹⁸ 梶原晃「税効果会計導入の議論とその背景」『JICPA ジャーナル』第8巻第6号、1996年、p. 38。

めているものの、その会計処理基準を示していなかったし、日本公認会計士協会が1976年(昭和51年)に発表した「連結財務諸表作成要領の第九：税効果会計の適用」¹⁹においてもその内容は啓蒙的な性格が強く会計処理基準には言及していなかったのである。

こうした税効果会計の会計処理基準が明確にされていない状況のなかでも、1995年度(平成7年度)において連結財務諸表上での税効果会計適用状況は次のようであった。わが国の大企業287社のうち、税効果会計を適用している会社は164社であり、そのうち、全面的適用会社は46社、部分的適用会社は118社であり、部分的適用会社の割合が高かった。全面的適用会社のうちSEC基準によるものが22社あり、国内基準によるものが24社となっていた。しかしながら、この国内基準については税効果会計の会計処理基準が明確になっていないので、実際には無原則な状況にあったといえる²⁰。

こうした状況では、わが国の連結財務諸表における税効果会計の適用は任意であったため、税効果会計を適用する会社と適用しない会社が併存し、両者の財務情報の比較可能性に問題が残る。さらに税効果会計を適用している会社の中でも、全面的に適用している会社と部分的に適用している会社があるため、ここでも両者の財務情報の比較が困難であったこととなる。また全面的に適用している会社の中でも、その適用基準がSEC基準によるものと国内基準によるものがあり、国内基準が明確になっていない以上、ここでも両者の財務情報の比較可能性に問題が残ってしまう。このように、わが国に税効果会計の適用の範囲を明確にし、会計処理について詳細に示す基準がないことが問題を引き起こしていたのである。

その後、金融ビッグバンが展開され、わが国での財務報告制度が大きな転換期にさしかかり、1997年(平成9年)6月に企業会計審議会は「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表して、従来の個別財務諸表を中心としたディスクロージャーから連結情報を中心としたディスクロージャーへと転換する方向を打ち出した。このなかで税効果会計についても具体的な提言を行い、連結財務諸表での税効果会計の強制適用を提案し、その適用方法も国際的に主流となっている資産負債法に統一することで連結財務諸表の比較可能性を高めることを強調した。さらに個別財務諸表への税効果会計の導入についても検討を要求し、税効果会計全面的導入に向けての動きが活発化した。これに呼応して、日本公認会計士協

¹⁹ 日本公認会計士協会「連結財務諸表作成要領」第九の三、1976年。

²⁰ 中田信正「連結における税効果会計」『企業会計』第49巻第1号、1997年、p.48。

会は1998年(平成10年)5月に会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針(中間報告)」を公表し、具体的な導入の方策を示した。

また、この年6月には法務省と大蔵省の共同研究会が「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を公表し、繰延税金資産と繰延税金負債の貸借対照表能力を認め、商法上の資産、負債として解釈されることとした。これにより、商法との調整も解決し、個別財務諸表への税効果会計導入への道が開かれることとなったのである。

そして、1998年(平成10年)10月に企業会計審議会は「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し、すべての財務諸表に税効果会計を適用することとし、そのなかで「税効果会計に係る会計基準」を公表して、その基準を明確にした。日本公認会計士協会も同年12月に会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を公表し、これによりわが国での税効果会計の本格的導入がなされ、国際的動向に追従することとなったのである。実際に、その適用は1999年(平成11年)4月1日以降開始事業年度からとされたが、1999年(平成11年)4月1日以前に開始する事業年度についても任意で適用が認められることとなった。

この早期適用規定の背景には国際決済銀行(Bank for International Settlements ;以下B I Sとする)の自己資本比率規制(以下B I S規制とする²¹)によって自己資本の強化が急務の銀行を救済するという政策的配慮があったとも考えられるが、これについては第6章において詳細に考察する。

こうした税効果会計の導入にともなって、大蔵省は1998年(平成10年)12月に「財務諸表規則」「連結財務諸表規則」「中間財務諸表規則」を改正し、税効果会計の適用を義務づけ、貸借対照表および損益計算書における繰延税金資産、繰延税金負債、法人税等調整額の記載方法についての規定を定めた。また、日本公認会計士協会も同月に「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を公表し、繰延税金資産の回収可能性の判断、利益処分方式による租税特別措置法上の準備金等の適用初年度の取り扱い等について詳細にその実務指針を表している。さらに、1999年(平成11年)1月には「中間財務諸表における税効果会計に関する実務指針」も発表して、税効果会計の実践に大きく貢献している。

²¹ 自己資本比率規制は、1988年に北米・欧州・日本の計12カ国の銀行監督当局および中央銀行の代表者の集まりであるバーゼル銀行監督委員会で合意された国際統一基準であり、国際業務を営む銀行は定められた算出方式による自己資本比率が8%以上となることが求められている。

第3節 わが国における税効果会計導入の必要性和阻害要因

わが国における税効果会計導入の必要性として一番にあげられるのが国際的動向との調和である。

前節までに見てきたように、国際的には税効果会計の導入が主流であり、その面でわが国は孤立してきた。税効果会計の適用については、各国がIASと同じ立場で税効果会計の適用を要求している。IASCがIOSCOとの合意に達し、今後のIASの動向に各国が注目しているなかでは、わが国においても会計基準の国際的調和を考えれば、IASの動向を考慮せざるをえなかったと考えられる。IASは税効果会計の適用を強制し、さらには適用方法、適用範囲についても明示している。

適用方法については、SFAS第109号の採る資産負債法がIAS改訂第12号において採用されるようになり、国際的にも統一されつつある。

こうした状況から、わが国だけ税効果会計の適用を限定的にとどめ、適用基準を明確にしていけないのでは、国際的な会計基準の調和に立ち遅れてしまうことは否めない。わが国の会計基準と国際的な会計基準とに違いがあれば、それは国際的に資金調達しようとする企業にとって負担となる。資金調達が急速に国際化していくなかで、会計基準の国際的調和に遅れをとる事態を改める必要性を考えれば、税効果会計についてもその導入の必要性が自ずと浮かんできたのは当然である。

さらに、会計処理の国内的統一の面からも税効果会計導入の必要性があったと考えられる。

わが国の連結財務諸表原則においては税効果会計の任意適用が認められており、その一方で個別財務諸表上では税効果会計の適用は認められていなかった。税効果会計は本来、個別財務諸表において生ずる問題であるのに、個別財務諸表上で考慮されるべき税効果会計をそのままにして、独自に、連結財務諸表上でのみ税効果会計を適用するということが自体に基本的な矛盾があったと考えられる²²。実際、こうした矛盾が存在するため、個別財務諸表において税効果会計の適用と同じ効果をもつ長期納税引当金の計上が定着していたのである。これは、個別財務諸表において税効果会計の適用が認められていないため、商

²² 中田信正「税効果会計のわが国実務への導入の必要性」『企業会計』第28巻第11号、1976年、p. 37。

法第 287 条の 2 の引当金規定を援用することにより適正な法人税表示を目指したものであったと解される²³。

また、連結財務諸表上での任意適用は財務情報の比較可能性を損なうことにもなっていたのである。これについて次の 3 つの観点から問題が指摘される。

- ① 連結財務諸表において無条件に任意適用を認めるということは、税効果会計を適用する企業と適用しない企業が併存することになり、両者の財務情報の比較可能性を損なうことになり、投資者に対する有用な会計情報を提供するという財務会計の機能を阻害することになる。
- ② 任意適用を認めるものの、その税効果会計の会計処理基準が明確にされていない状況では、適用する範囲においても、各企業において異なり、全面適用する企業と部分適用する企業における財務情報の比較可能性を損なうことになる。
- ③ 全面適用する企業においても、採用する会計処理基準が SEC 基準であったり、明確ではない国内基準であったりでは、財務情報の比較可能性を損なうことになる。

さらには税効果会計の適用においても、適用範囲ならびに会計処理基準においても、すべてが企業の判断に委ねられ、なんら強制力のある税効果会計基準の存在しない状況においては、税引前利益に適正に対応した法人税を表示することによって、投資者に対して有用な財務情報を提供しようとする税効果会計そのものが、利益操作に利用されてしまう可能性さえもある。こうしたことから、税効果会計を全面的に導入し、詳細な税効果会計の適用基準を設定することが必要であったと考えられる。

制度的にだけでなく、理論的にみても税効果会計導入の必要性があげられる。それは税引前利益に適正に期間対応した法人税の表示である。

例えば、ある取引事象に対してそれによって生じた損益の認識について、財務会計上と税務会計上において認識時点に相違があった場合、当然税引前利益と課税所得には差異が生じる。これは財務会計上の利益計算の主目的が企業の財政状態および経営成績を正確に把握し、配当可能な財源を計算することにある一方で、税法上の課税所得計算の主目的は、課税の適正化や歳入の確保、ならびに所得の再分配にあり、両者の損益認識の間にずれが生じてしまうことは必然的である。税効果会計を採用しない納税額方式による会計処理では、税法上の課税所得計算によって計算された納税額をそのまま損益計算書上で法人税等

²³ 梶原晃，前掲論文，p. 38。

として当該事業年度の負担すべき税費用として計上する。しかしながらこの方法によれば、当該事業年度の納税額は税引前利益に対してなんら関係なく、適正に期間対応していない。これは納税額方式が当該事業年度の納税額を費用として扱っておらず、利益処分とみなしているからである。しかしながら、法人税を費用とみなす法人税費用説については、若干の異論はあるものの、今日では会計上の通念であり²⁴、それゆえ連結財務諸表原則も連結財務諸表規則もこの考えに則って税効果会計の適用を認めているのである。こうしたことから、税引前利益と法人税の合理的な対応関係は税効果会計を積極的に適用することによって実現するものであり、今後、会計環境の変化により、時価主義会計やヘッジ会計などの財務会計と税法の損益認識の乖離をもたらすことが予想される新しい会計手法が導入されることになれば、税引前利益と課税所得とのずれはさらに拡大することになり、税効果会計導入の必要性が一層増すことになると思われる。

以上のことから、税効果会計は税制の特別措置がもたらす法人税の期間的アンバランスを是正し、適切な企業収益力の表示を可能にするものであり、有用な投資情報開示という経営者の投資者に対するアカウントビリティの内容を充実するものであるといえる。

こうした経営者の投資者に対するアカウントビリティのなかでも特に経営者の株主に対するアカウントビリティからも、税効果会計導入の必要性を考えることができる。それは経営者の株主に対するスチュワードシップ・アカウントビリティによるものである²⁵。

税法には、経営者の意思決定によって有利な特典を行使する選択の余地があり、経営者は株主に委託された資本を適切に運用し、最も有利な税務意思決定を行う責任をもっている。経営者が株主から経営を委託された企業にとって有利な課税繰延べをもたらす税務意思決定を行い、それが企業財務に与えた影響を株主に報告することは、株主よりの経営受託（スチュワードシップ）の履行の一環を示すものとして意味がある。課税の繰延べは企業に有利な無利子の資金源泉を提供するが、それ自体は利益ではない。したがって、税効果会計の適用によって、通常の営業活動の成果と税務意思決定に基づく課税繰延べ効果を区分して報告することは、経営成績の評定に役立ち、経営者の株主に対するスチュワードシップ・アカウントビリティを明確にするものであるといえる。

以上のようにわが国における税効果会計導入の必要性は、さまざまな観点から述べるこ

²⁴ 法人税費用説については第3章において詳細に考察する。

²⁵ 中田信正，前掲論文，p. 37。

とができるが、逆になぜこれまでわが国において税効果会計が導入されてこなかったかを考えると、それは次の4つをその理由としてあげることができる。

1つ目の理由としては税効果会計を導入するにあたってその前提となる法人税の費用性が明確にされていなかったことがあげられる。アメリカでは株主に対する分配以外は費用として捉える立場をとることが一般的となっており²⁶、実際にAPB第11号の発表時点ですでに法人税は費用であるとの認識を明確にしている²⁷。わが国では法人税の性格についての議論は結論が明確にされておらず、そのために税効果会計の導入に踏み切れなかったと考えられる。このたびの税効果会計導入に際しても、法人税の性格は費用であるとの見解はされていないままになっており、この点については次章において詳細に考察する。

次に2つ目の理由としては、税効果会計の導入によって計上される繰延税金資産、繰延税金負債の資産性・負債性が認められていない点があげられる。個別財務諸表において税効果会計を導入する以上、繰延税金資産、繰延税金負債について資産性・負債性が認められることを明確にしなくてはならないが、この点について商法との調整もあり、考慮を要するとされていた。特に繰延税金資産については将来の課税所得の額によってはその全額が必ずしも回収されるとは限らないため、その不確実性が問題とされていた。これについては第4章において詳細に検討を加える。

また、3つ目の理由としては、税効果会計を必要とする制度的背景が存在していなかったことがあげられる。アメリカでは財務報告と税務申告が独立しており、財務報告における企業利益と税務申告における課税所得との差異が大きく、そのため税効果会計を適用して法人税を適正に期間配分しようとする会計慣行が広く実践されてきた。しかしながらわが国においては、確定決算主義を採っているため、財務報告における企業利益と税務申告における課税所得との差異が比較的小さく、そのため、特に税効果会計を必要としてこなかったのである。

さらに4つ目としては、実際に税効果会計を本格的にとりいれた場合に決算事務が繁雑になることがあげられる。つまり、税効果会計を適用することによって、税引前利益と課税所得との間に存在する差異を明確に把握し、これに基づいて法人税の期間配分計算を行うことが必要になるからである。さらにわが国への導入の方法が、国際的にも主流となっ

²⁶ 中田信正・坂本道美『税効果会計入門』中央経済社、1999年、p. 88。

²⁷ AICPA, *APB No. 11, op. cit.*, par. 14.

ている資産負債法になることは予想できることであつたであろうから、そうなれば当然、将来の税率についての予測も必要になるであろうし、詳細なスケジューリングを行つて、繰延税金資産の認識についても、利用できる証拠に基づいて将来の課税所得を予測し、繰延税金資産の実現可能性を判断することが必要になってくる。こうした決算事務が煩雑になるというコストに比べて、第3の理由である制度的背景から、それほどコストをかけるほどの財務報告における企業利益と税務申告における課税所得との差異が発生していなかつたのである。

以上の要因によってこれまでわが国においては税効果会計が導入されてこなかつたわけであるが、前述のような導入の必要性によってこのたび税効果会計が導入されたことを考えると、こうしたわが国の制度的環境を踏まえて、いまいちど税効果会計を導入するにあつた問題点について理論的に考察する必要があると考えられる。

第3章 税効果会計における法人税の費用性

第1節 法人税の性格

税効果会計が法人税の期間配分を行う会計処理方法である以上、その前提として法人税を費用として認識することが必要である。事実、アメリカではAPB第11号の発表時点ですでに法人税は費用であるとの認識を明確にしており²⁸、IASにおいても同様である²⁹。

わが国の「税効果会計に係る会計基準」では法人税が費用であるとの認識は一切されていない。法人税費用説についての明確な論証がなされないまま、税効果会計を導入しているとも思われる。税効果会計を導入する以上、法人税費用説について明らかにしておくべきであると考え、本章では法人税の性格について詳細に検討を加える。

まず、法人税をその会計的取り扱いの形式的側面から整理するならば、以下の3つの問題に整理できる³⁰。

- ① コストとして生産物原価を構成するのか。
- ② 損益計算書における生産物原価以外の種類の費用(例えば、販売費および一般管理費、営業外費用等)であるのか。
- ③ 利益の配分であるのか。

これらはいくまでも何らかの目的観点からの帰結としての現れにすぎないので、法人税の性格を考察するにあたっては、法人税は何にどのような影響を与えるのか(法人税の転嫁・帰着に関する財政学的根拠)に焦点をおいて考察する必要があると考える。法人税の転嫁・帰着については、法人税は転嫁せず株主の負担となるという解釈が伝統的財政学のとるところであるが、法人税も転嫁すると考える説も強く表面化してきている。

前者の法人税非転嫁論は、法人税は少なくとも短期的には、相当の範囲まで転嫁されないという解釈の上に立っている。伝統的経済理論によると、ある企業における最も利益のあがる産出水準は、生産される最終単位の増分原価が、当該単位の販売によって得られる収益の付加分と等しくなる水準であるとされている。これによれば、法人税は生産高の増

²⁸ AICPA, *APB No. 11, op. cit.*, par. 14.

²⁹ IASC, *IAS No. 12, op. cit.*, par. 11.

³⁰ 武田隆二「租税の会計学的性格に関する諸相」『会計』第87巻第3号, 1965年, p. 398.

加に伴う増分原価に算入されず、適切な生産高水準の決定は、法人税によって影響されないということになる。

一方、後者の法人税転嫁論は、法人税の相当額を経済の他のセクターに転嫁することができるという解釈をとる。つまり、租税の大半は、価格の引き上げを手段として消費者へ前転され、残りの租税負担額の多くは支払額の引き下げ（例えば賃金の引き下げ、原材料価格の引き下げ）の形で生産部門へ後転される。このような観点からすると、法人税は本質的には売上税ないし賃金税という性格をもつことになる³¹。

この法人税転嫁論を支持する見解として、エンゲルの主張がある。エンゲルは法人税の転嫁について法人税が廃止された場合を考え、もしその節約額をすべて株主への配当にあてた会社があるとすれば、自由経済の下では、節約額によって製品売価を引き下げた同業他社に負けてしまうと指摘して、法人税は株主の負担となるわけではなく、転嫁していることを主張している³²。

また、法人税転嫁論の実証的根拠としてアメリカでは次の2点があげられている³³。

- ① 多くの生産者は、法人税を事業運営上のコストと考えていること。
- ② 税引後の投下資本利益率が1920年代以降ほぼコンスタントにとどまっていることを示した研究があり、法人税率が著しく上昇した期間は、原理的に税引後利益は減少するはずであるのに、これが安定しているということは、法人税が転嫁されたことを示唆するものであると考えられること。

これに対して、非転嫁論にも実証的根拠がある。それは法人部門に由来する国民総生産に対する税引前利益の割合が、1920年代以後安定的であり、もし法人税が転嫁されていたとすれば、この比率は法人税が引き上げられるにつれて増大していたはずであるというものである。

以上のように、法人税転嫁論も法人税非転嫁論も実証的根拠に支えられているが、どちらが正しいとは速断できず、ここで、両者の折衷的解釈として、武田隆二教授は、法人税が転嫁される程度は、産業内における消費の程度、価格政策および企業が産業内に占める一般的地位といった諸要因に依存し、ある程度消費者の負担となり、また、ある程度株主

³¹ 武田隆二『法人税法精説』森山書店、1992年、p. 12。

³² Henry A. Engel, "An Indirect Cost," *The Journal of Accountancy*, Dec. 1944, pp. 306-307.

³³ 武田隆二、前掲書、p. 13。

の負担になると主張している³⁴。この解釈によれば、法人税は株主の負担となつてはいるものの、消費者・労働者といった他のセクターへの転嫁が全くないとはいえないこととなる。

この解釈と同様に、特に産業内の諸要因として競争・独占・労働組合の存在をあげ、税率引下げによるベネフィットの享受者をそれぞれ消費者・株主・労働者に求めた見解があり、それは次のようである³⁵。

「租税が引き下げられた場合、誰がそのベネフィットを得るのか。激しい競争産業においては、価格の引き下げという形で、消費者がそのベネフィットをうけるかもしれない。独占企業においては、より大きな配当という形で株主がそのすべてをうけるかもしれない。単一の労働組合の強力な統制のもとにある産業では、賃金の引き上げの形で、労働者がそのすべてをうけるかもしれない。」

この見解は表3-1のようにまとめられる。

表3-1

産業内の要因	転嫁プロセス	享受者
①激しい競争化	価格引き下げ	消費者
②独占	大なる利益	株主
③強力な労働組合の存在	雇用拡大・賃金引き上げ	労働者

つまり、法人税の転嫁が全くのゼロではないということになるのである。

以上のように法人税の性格についてその転嫁・帰着に焦点をおいて考察してきたが、法人税も転嫁されることを前提として考えることによって、他の費用と同様に捉えることが可能となる。次節では、さらに踏み込んで法人税の性格を費用とするのか利益処分とするのかについて詳細に考察する。

³⁴ 同書, p. 13.

³⁵ John L. Carey, "What are corporate income taxes?" *The Journal of Accountancy*, Dec. 1944, p. 426.

第2節 費用説と利益処分説

前節で述べたように、税効果会計の意義を法人税の適正な期間配分とする以上、法人税の費用性を明確にしておく必要があると考える。なぜならば、法人税を利益処分とみなすなら、法人税の期間配分は必要ないが、法人税を利益決定に必要な費用であるとするならば、それは発生主義の対象となり、期間配分を必要とするからである。

本節においては、この法人税費用説を検証するにあたって、利益処分説と対比させながら、以下考察していく。

法人税の性格を利益処分説とする見解の背景には、自己資本によって稼得した純利益の決定が会計の主要課題であるとする主張がある。これは自己資本の運用の結果、稼得された純利益こそが、自己資本の経済的尺度となる利益であり、法人税は国から一方的かつ強制的に徴収されるものであるから、自己資本の経済的運用と係わりないものであるとする思想に基づくものである³⁶。

利益処分説によれば、法人税は利益がなければ支払われないので、それは利益の決定要素というよりも利益の結果として生ずるものであり、政府に対する納税は株主に対する配当と同様に利益の分配として行われる性質を持つと主張される。また、法人税の最終的な帰属は株主にあり、法人税は法人が株主のために支払った源泉税であるので、利益処分項目であるとする見解もある³⁷。

しかしながら、本来法人税は株主総会の意思による利益処分に基づいて納税額が決定されるものではなく、税法に定められた納税義務に基づいて、税法の規定により強制力を伴って決定されるものである。わが国においては、法人税の納税義務は事業年度の終了時に成立し、納税者の申告により確定するものである。こうした観点からも利益処分説は妥当でないといえる³⁸。

それならば法人税費用説の理論的根拠は一体何であると考えられるのであろうか。

まず、アメリカにおいてはAICPAのAPB第11号によって、法人税は所得稼得企業

³⁶ 武田隆二「租税の会計学的分類」『会計』第87巻第5号、1965年、pp.778-779。

³⁷ 中田信正「法人所得税の費用性と税効果会計」『産業経理』第38巻第11号、1978年、p.2。

³⁸ 同論文、p.2。

の費用であり、他の費用と同様に適切な期間帰属差異の認識が必要であるとされている³⁹。アメリカにおいては法人税の費用性を認めた判例があり、これは1925年にイリノイ州最高裁判所がサンガモン・カウンティ鉱業会社事件に対して下した判決である。この内容は、会社が支払った法人税は利益決定において控除されるものであり、それは必然的に事業の遂行において負わなければならない費用であるとし、法人税が他の必要経費と同様に控除されるべきで、その理由としては法人税が事業の純利益を減額する必然的に被る費用であることとしている⁴⁰。

また、Blackも税効果会計についての体系的研究成果のなかで、法人税については「ほとんどの会計士たちは、期間配分が期間利益の歪みを避けるためにしばしば必要であること認めている。なぜならば、その年度の納税申告書に報告された法人税と同じ金額の税金費用を報告した場合よりも、配分した場合のほうが、よりよい収益と費用の対応をもたらすからである。」と述べて、法人税が費用であり、収益と費用の対応という概念に基づいて期間配分されるべきであることを所与の仮定としている⁴¹。

この他にも法人税の会計学的性格についてはいくつかの見解が主張されている。

武田隆二教授は企業に課される法人税は、社会的費用であるとしたうえで、企業会計上ではこれを次のように捉えている⁴²。

① 利益配分説

法人税額は純利益の処分項目として、損益計算書に表示されるべきではなく、利益剰余金計算書に表示されるべきである。

② 費用説

a. 法的費用説

法人税は本来、年度ごとに法的に確定される租税債務であり、将来の期間になんら関連を有しないものである。

b. 企業費用説

企業会計と税務会計とでは所得の帰属年度に関して食い違いがあり、そのため企業会計上の純利益に基づく法人税額と、税務会計情報的に確定する法人税額

³⁹ AICPA, *APB No. 11, op. cit.*, par. 14.

⁴⁰ 中田信正, 前掲論文, pp. 2-3.

⁴¹ H. A. Black, *Interperiod Allocation of Corporate Income Taxes*, AICPA, 1966, p. 5.

⁴² 武田隆二「租税配分論争の基底」『企業会計』第16巻第8号, 1964年, p. 62.

との間に重大な相違がある。その食い違った額だけを何らかの方法で調整することにより、企業会計上の純利益に基づく税額だけを費用として損益計算書に計上すべきである。

こうした利益処分説と費用説との対立はアメリカにおいて議論されていた。法人税費用説を支持する Barton は、その根拠を次の3つにまとめている⁴³。

- ① 法人税は政府によって提供された財貨および用役に対する費用である。
- ② 法人税は法人という資格で企業活動を営む特権の行使に対して支払われる一種の費用である。
- ③ 法人税は所有主の持分を減少させるので、当然費用である。

①については、次のような反対意見もある。「公的なサービスを政府から等しく受けている企業が、等しく法人税を支払っているわけではない。利益をあげた企業のみ法人税は課される」というのである⁴⁴。

②と同様の主張をみることもできる。それは、「法人税は独立した実体として企業活動を行う権利の見返りとして企業に課される税である。それは誰が受益者で、どこまでその税の支払いの範囲が及ぶのかということを経営者に課される。実体概念における法人税は費用であり、独立した実体となるための費用である」とするものである⁴⁵。これに対しては「欠損を生じた企業も実体としての権利はもっているが、税金は支払わない。権利行使の結果に伴って変化する税は特権に対する税ではない」との反論もあり⁴⁶、利益処分説を主張する論者の根拠は次のようになっている⁴⁷。

- ① 法人税は利益がなければ支払われないので、他の費用と同じではなく、法人税は利益の決定要素ではなく、利益の結果として生ずるものである。
- ② 政府の立場は企業に特別の利害関係を持つパートナーや受益者に似ている。
- ③ 法人税の負担は株主にあり、法人税は企業が株主のために政府に支払った源泉税の一種である。

⁴³ A. D. Barton, "Company Income Tax and Interperiod Allocation," *ABUCUS*, Sep. 1970, pp. 6-9.

⁴⁴ R. J. Chambers, "Tax Allocation and Financial Reporting," *ABUCUS*, Dec. 1968, p. 104.

⁴⁵ D. H. Lee, "Income Taxes and Income Tax Allocation under the Entity Concept," *The Accounting Review* vol. 36 No. 2, 1961, pp. 265-268.

⁴⁶ R. J. Chambers, *op. cit.*, p. 105.

⁴⁷ D. H. Bonham, *Accounting Research - Income Tax Allocation*, The Canadian Institute of Chartered Accountant, 1964, p. 454.

こうした法人税費用説と利益処分説については、わが国においても議論がなされている。飯岡透教授は法人税の性格は費用であるとして、前述の Barton の分類に基づいて、その見解を表している⁴⁸。それによれば、「企業が経営活動を営むためには例えば貨幣制度といった組織的な機構を維持する必要があるが、それは政府の役割であることから、政府は言わば企業が経営活動を円滑に営むための環境を提供しているといえる。企業はこうした政府の提供する用役を法人税を支払うことによって利用し、収益を稼得しているといえる。法人税は法人という資格で事業活動を営む特権に対する免許税や、法人あるいは株式会社という特性に内在する利点をもって事業活動を営むことに対する租税である。費用を所有主への払い戻しを除いた所有主持分の減少と定義すると、法人税の支払いは所有主持分の減少をきたすことから、その会計上の性格は費用であるといえる。」

さらにこうした見解と同様に中田信正教授も次の3つの理由から法人税費用説を説明している⁴⁹。

- ① 法人税は費用であり、他の費用と大きな相違がない。他にも経営者ボーナスのように利益に結び付いているコストがある。
- ② 国民経済的観点からは法人税は国の所得算出単位に対する政府費用の配分である。
- ③ 利益分配はその金額と支払い時期について経営者の任意の統制のもとにあるものである。しかし法人税については経営者の自由裁量は許されないし、利益が存在するかぎり回避しえないものである。

以上のように法人税費用説の理論的根拠についての考察を行ってきたが、アメリカに限らずわが国においてもその議論は明確な決着はなされていないものの、過去に数多くの研究がなされている。もともと法人税の期間配分を行う税効果会計の本質は、法人税を費用として捉え、法人税を期間損益計算のなかに組み入れて、期間配分しようとするものである以上、一部に反論はあるものの、「税効果会計に係る会計基準」において法人税は費用であるとの認識を明らかにしておくべきではなかったかと考える。

⁴⁸ 飯岡透「アメリカにおける税効果会計の現状と問題点」『会計』第105巻第6号、1974年、p. 881。

⁴⁹ D. H. Bonham, *op. cit.*, p. 454.

中田信正『税金配分会計 法人税期間配分の会計』中央経済社、1973年、p. 5。

第3節 会計主体論と法人税の費用性

法人税の性格については、前節までに述べたように、アメリカの会計基準やIASでは費用説が明確にされており問題はないが⁵⁰、わが国ではまだまだ利益処分説を主張する見解も多く、その決着は明らかになっていないのが現状である。

本節では資本が誰に帰属し、利益が誰に帰属するものかを会計主体論の視点から明らかにすることによって、損益計算上での費用と利益処分項目を分類し、この分類にしたがって法人税の性格について考察する。

会計主体論は、企業会計はいかなる利害関係者のために行われるべきものであるか、またそのためには企業会計上、企業をいかなる社会的な存在とみるべきであるかということ論ずるものであり、その代表的なものとして資本主理論、代理人理論、企業主体理論、企業体理論の4つが挙げられる⁵¹。以下、それぞれについて概説する。

資本主理論は、企業を資本主によって所有されるものとして捉え、会計は企業所有者である資本主の立場から資本主のために行われると考える理論である。資本主理論では資産は資本主の積極財産を表し、負債は資本主の消極財産を表しており、両者の差額としての資本は資本主の純財産を示していると考えられる。したがって収益は資本主持分の増加を表し、費用は資本主持分の減少を表し、利益はすべて資本主に帰属し、その純財産の増加を示している。また、配当は資本の引出しであり、留保利益は資本主持分の一部を構成するものであって、株式配当は資本主持分間の振替であると考えられている。さらに、この資本主理論では、負債利子や所得税は資本主の費用であると考えられている。

代理人理論は、企業を資本主とは別個の存在であるとは認めるものの、資本主集団の代理機関とみなし、経営者は資本主から経営の委託を受けた資本主の代理人であるという観

⁵⁰ 諸外国のなかにはフィンランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガルのように法人税は利益処分項目であると解釈している国々もある。

OECD, "Accounting Standards Harmonization No. 3: Income Tax Accounting," 1987, pp. 50-51.

⁵¹ この他に、コマンダー理論、投資家理論、資金理論がある。コマンダー理論は企業に属する資源を実質的にコントロールする能力を有するものがコマンダーであり、その活動の結果が利益とされる。投資家理論は株主を所有者というよりも投資家とみなし、資本主理論における資本および利益から優先株式に関する部分が除去される。資金理論は会計上の判断の立場を意味するものではなく、会計単位についての理論であって、会計主体論としては無色透明かつ中立的であって、会計主体論の一つとすべきではないという意見もある。

点に立って会計を行おうとする考え方である。代理人理論では損益計算を単に資本主の財産計算とみるのではなく、期間ごとに変動する株主間の利害調整として説明する。また、留保利益を株主持分とみなし、利益への課税を資本主への配当に対する課税と同一視するのが特徴的である。

企業主体理論は、企業を資本主や債権者から独立した存在であると捉え、会計は企業独自の立場で行われ、企業に財貨を拠出した資本主や債権者といった持分所有者に対して報告を行うものであるという考え方である。この企業主体理論は伝統的説明では「資産＝持分」という基本原理で説明され、この場合の資産は企業の財産であり、負債と資本は企業の資金源泉として扱われる。そして利益は企業が資本主および債権者のために行った活動により生じるものとして考えられ、一会計期間における企業の資産の変化として捉えられる。これにより、利益は基本的には企業に属し、これが配当となって初めて資本主に属することとなる。また、留保利益は企業自体の持分であり、債権者に支払われる利息は資本主に支払われる配当と同様に利益処分項目であると考えられ、負債利子も同じく利益処分項目であるとされる。

しかしながら、この企業主体理論の新しい説明では、利益は資本主や債権者へ支払った利息や配当を控除した後に企業に残る部分、つまり留保利益であると考えられている。この考え方によれば、資本主や債権者へ支払われる利息や配当は費用であると解釈される。

企業体理論は、企業を資本主や債権者のみならず従業員、取引先、顧客、政府、地域住民といった多くの利害関係者に影響を及ぼす社会的機関であると捉え、これらの利害関係者集団が構成する社会に対して会計報告をするものであるという考え方である。この考え方においては企業の行う社会的責任の遂行に関する評価は付加価値によって表され、利益は一会計期間に生み出された付加価値であると解釈される。付加価値は資本主に対する分配である配当、債権者に対する分配である支払利息等の金融費用、従業員に対する分配である賃金・給料、政府に対する分配である税金、ならびに留保利益で構成されるとされる。

ここで以上4つの会計主体論の解釈では、法人税は費用であるのか利益処分項目であるのかについて考察する⁵²。

まず資本主理論では、資本は資本主の純財産を示しており、この純財産の増加が利益で

⁵² 斎藤真哉「税効果会計論（一）法人税等の期間配分の論拠」『会計』第151巻第1号、1997年、p. 134。

あって収益は資本主持分の増加を表し、費用は資本主持分の減少を表し、利益はすべて資本主に帰属している。したがって法人税は資本主との取引以外による資本の減少を意味するものであるから、費用とされる。

代理人理論においては、利益への課税を資本主への配当に対する課税と同一視するので、利益への課税である法人税は資本主への配当に対する税金と同一であると考えため、資本主の所得税の前払いとして扱われ、利益処分項目とされる。

企業主体理論では、伝統的な解釈では債権者あるいは資本主との取引以外による資産の増加および減少がそれぞれ収益および費用となり、その差額が利益となるため、法人税は債権者あるいは資本主との取引以外による資産の減少であるから、費用であると解釈される。また、新しい企業主体理論の説明では留保利益が企業の利益であることから、その減少を表す法人税は費用であると解釈される⁵³。

企業体理論では、企業の行う社会的責任の遂行に関する評価が付加価値によって表され、一会計期間に生み出された付加価値が利益であるとされるため、政府に支払われる法人税は資本主へ支払われる配当と同様に、利害関係者集団が構成する社会に対しての分配と捉えられるため利益処分項目であると解釈される。

以上の会計主体論と法人税の性格を表にまとめると次のようになる⁵⁴。

表 3-2

会計主体論	法人税の性格
資本主理論	費用
代理人理論	利益処分項目
企業主体理論	費用
企業体理論	利益処分項目

こうした会計主体論による法人税の性格は、Beechyによっても、資本主理論と企業体理

⁵³ 企業主体理論の解釈によれば法人税の性格は利益処分項目であると主張する見解も見られる。

E. S. Hendriksen, *Accounting Theory 3rd ed.*, Richard D Irwin, 1977, p. 495.
Subcommittee of the American Accounting Association's Committee on Financial Accounting Standards, "Response to Exposure Draft No. 13 of the International Accounting Standards Committee," American Accounting Association, 1978, p. 6.

⁵⁴ 斎藤真哉, 前掲論文, p. 136。

論を対立させて説明されている⁵⁵。それによれば、会計主体論として資本主理論を採用するならば、法人税は資本主との取引以外による資本の減少を意味するものであり、資本主の請求権に影響されない資産への請求権はすべて費用であるとされ、一方、企業体理論を採用するならば、法人税は付加価値の処分項目であり、政府への分配であるため利益処分項目とされる。

このように会計主体論の採り方によって、法人税は費用であるのか利益処分項目であるのかは左右されることになる。では、会計主体論はどの考え方を採ることが最も合理的であるのであろうか。

まず、資本主理論は企業と資本主との人的な結合が比較的強い個人企業のような小規模企業であればその考え方は合理的であるとされるが、株式会社が発展し所有と経営の分離が進展すると、この資本主理論には限界があるとされる。そこで、こうした所有と経営の分離が進むにつれて代理人理論が展開されてきたのであるが、重大な社会的責任をもつ大規模な企業については必ずしもこの代理人理論は妥当ではないと考えられ、現代の所有と経営が分離した株式会社では企業主体理論が最もよくあてはまると考えられている。また、今日の企業の社会的責任が増大していることを考えると、企業を社会的制度として位置付ける企業体理論も合理的であると考えられる⁵⁶。

こうして考えると、どの会計主体論が最も合理的かつ妥当であるかは、対象となる企業の規模や形態によって変化することとなり、一概には決定できない。また、資本と利益の帰属主体が誰にあるかを考える会計主体論は、その帰属という観点を法的帰属と事実的帰属のどちらにおくかによっても変わる事となる。しかしながら、わが国の現行の会計制度を説明するならば、資本主理論が妥当であることが主張されている。どの会計主体理論を採用かによって、法人税が費用であるのか利益処分項目であるのかは異なる事となるが、現在の企業の所有と経営が分離した形態を考慮すれば、企業主体理論が最も妥当であり、また、現行の会計制度を説明付けることができるのは資本主理論であることを前提におけば、法人税は費用であるとの結論が導かれることになる。

⁵⁵ T. H. Beechy, *Accounting for Corporate Income Taxes : Conceptual Considerations and Empirical Analysis*, The Canadian Institute of Chartered Accountant, 1964, p. 454.

⁵⁶ 平松一夫稿、森田哲彌・宮本匡章編著『会計学辞典第二版』中央経済社、1992年、p. 86-87・225・305。

第4章 繰延税金資産の認識と測定

第1節 繰延税金資産の概念

繰延税金資産とは税効果会計を適用する際の法人税の前払いであり、財務会計上では費用の計上が行われるのに対して、税務計算上での損金算入が将来に行われる場合に、財務会計上で法人税の前払税効果が生じて繰延税金資産が計上されるのである。つまり、税引前当期利益より課税所得の方が大きくなった場合に、実際の確定法人所得税は税引前当期利益と課税所得の差異の額に対応する税額相当額だけ前払いしたものとして、これを法人税等調整額として法人税の金額から控除して、税引前当期利益に対応した税額に調整しているのである。

この例としては将来に繰越控除されることになる繰越欠損金に対する前払税効果であるとか、財務会計上では不良債権に対して貸倒償却を行ったが、税務計算上では貸倒れが最終的に確定する将来の年度に損金算入される場合があげられる。

以下、簡単な例示を掲げる⁵⁷。

設例

1. 19x1年度の期末実地棚卸の結果、陳腐化した製品について合計¥500の評価損を計上したが、この評価減は税法上認められない項目であったので、税務申告上は自己否認し、納税額を計算した。
2. 評価減の対象となった製品は値引きして19x2年度および19x3年度に売却され、その結果、上記評価減の金額¥500は、19x2年度に¥300、19x3年度に¥200が税法上損金として容認された。
3. 上記の製品評価減の他には、企業会計上の税引前利益と課税所得との間には調整すべき年度間差額は無かった。
4. それぞれの年度における企業会計上の税引前利益は、いずれの年度も¥1,000であり、税率は50%であった。

⁵⁷ 武田隆二，前掲書，p. 629を参考に作成。

仕訳

19x1年度	(借)	繰延税金資産(B/S)	250	(貸)	法人税等調整額(P/L)	250
19x2年度	(借)	法人税等調整額(P/L)	150	(貸)	繰延税金資産(B/S)	150
19x3年度	(借)	法人税等調整額(P/L)	100	(貸)	繰延税金資産(B/S)	100

税額の計算

()内の数字はマイナスを示す。

	19x1年度	19x2年度	19x3年度
税引前当期利益	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
評価減否認額	500		
認容額	—	(300)	(200)
課税所得	<u>1,500</u>	<u>700</u>	<u>800</u>
税額(税率50%)	750	350	400
(1)税引前利益	1,000	1,000	1,000
(2)法人税等			
納税額	<u>(750)</u>	<u>(350)</u>	<u>(400)</u>
税効果の繰延べ	250		
当期配分額	—	(150)	(100)
正味法人税等	<u>(500)</u>	<u>(500)</u>	<u>(500)</u>
(3)当期利益	500	500	500
(4)繰延税金資産	250	100	0

以下、この繰延税金資産についてSFAC第6号およびIASB概念フレームワークにおける資産の定義に合致するかについて検証し、さらにわが国における繰延資産や長期前払費用と比べての繰延税金資産の性質について検討し、繰延税金資産が資産としての属性を持つかについての考察を行う。

第2節 繰延税金資産の資産性

FASBによれば、資産は「過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」と定義されており⁵⁸、さらにその基本的な特徴として次の3つをあげている⁵⁹。

- ① 単独でまたは他の資産と結びついて直接的または間接的に将来の正味キャッシュインフローに貢献する能力を有する、発生の可能性の高い便益である。
- ② 特定の実体はその経済的便益を獲得することができ、その便益に他の実体が接近するのを支配することができる。
- ③ その便益に対する実体の権利または支配を付与する取引その他の事象がすでに発生している。

このFASBの資産の定義と特徴に従って、繰延税金資産の資産性を検討してみると、繰延税金資産の発生をもたらす企業利益と課税所得との差異による税金の前払い効果である税効果は、当期以前の事象による一時的差異の結果として生じ、しかもそれは当該実体のみに帰属している。さらにこの繰延税金資産が一時的差異の解消する将来の時点において課税所得が存在する限り、税金の支払いを軽減させるということを考慮すれば、繰延税金資産は資産の定義である将来の経済的便益、つまり将来の純キャッシュアウトフローの減少を意味しており、繰延税金資産は資産としての属性をもっていると考えられる⁶⁰。

資産の定義をFASBだけでなく、IASCの概念フレームワークにみてもみれば、それは次のように定義されている⁶¹。

- ① 過去の事象の結果として生じるものである。
- ② 特定の企業が支配するものである。

⁵⁸ FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, "Elements of Financial Statements,"* 1985, par. 25.

平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念』中央経済社, 1994年, p. 297。

⁵⁹ *Ibid.*, par. 26. 同訳書, p. 297。

⁶⁰ 梶原晃「税効果会計の本質—アメリカにおける新会計基準の考察」『神戸大学大学院研究会 六甲台論集』第38巻第1号, 1991年, p. 9。

⁶¹ IASC, *"Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements,"* 1989, par. 49.

中田信正「税効果会計の現状と本格的導入への課題」『企業会計』第48巻第1号, 中央経済社, 1996年, p. 82。

③ 将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源である。

この定義に基づいて繰延税金資産の資産性について検討してみると、①については、繰延税金資産は財務報告と税務申告における損益の帰属年度の相違による一時的差異の発生という、過去の事象の結果として生じたものである。②については、繰延税金資産は、特定の企業が支配している項目である。③については、繰延税金資産は、将来の期における税金の支払いという現金の流出額を減少させる可能性を持っており、それは現金流出の減少に貢献する潜在能力を持つことによって、結果的に経済的便益を企業にもたらす可能性のある資源である。

このように繰延税金資産はIASBによる資産の定義にも合致し、資産性を有していると考えられる。しかしながらこの繰延税金資産の認識についてIASBは1996年に公表した改訂IAS第12号の中で、「税務上の繰越欠損金および繰越税額控除に対しては、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性がかなり大きい範囲内で、繰延税金資産を認識しなければならない」として、その認識については、実現可能性を判断した上で慎重に認識すべきであるとしている⁶²。またFASBにおいても繰延税金資産の認識については1992年に発表したSFAS第109号においてその見解を示している。それによれば、一時的差異および繰越欠損金などについて繰延税金資産を全額いったん計上し、その後、将来の営業活動より生ずる課税所得を合理的に見積もり、当該繰延税金資産の全部または一部について実現しない可能性が50%を越える場合には、評価性引当金(valuation allowance)を計上して繰延税金資産を減額することとし、その認識について繰延税金資産の実現可能性の判断を条件としている⁶³。

以上はFASBとIASにおける資産概念に照らし合わせて繰延税金資産の資産性について検証したわけであるが、次にわが国において繰延税金資産が資産として認められるかについて考察したい。従来、わが国では連結財務諸表上において税効果会計の任意適用が認められ、個別財務諸表上では認められていなかった。しかしながら実際には個別財務諸表において税効果会計の適用と同じような効果をもつ租税特別措置法上の利益処分による準備金・積立金に係る長期納税引当金の計上がなされてきた。これは個別財務諸表において税効果会計の適用が認められていないものの、商法第287条の2の引当金規定の解釈に

⁶² IASC, *IAS No. 12(revised)*, *op. cit.*, par. 34.

⁶³ FASB, *SFAS No. 109*, *op. cit.*, par. 17.

よって、適正な法人税の表示を目指していたと考えられる⁶⁴。以下ではわが国における繰延資産や長期前払費用と比べての繰延税金資産の性質について考察し、その資産性を検証する。

繰延税金資産の資産性を換金可能性という観点から考えると、繰延税金資産には売却可能性という意味での換金性はない。しかしながら換金可能性がないということから資産性を否定することはできない。例えば繰延資産や前払費用は換金性がなくても資産性が認められることに疑いはなく、またのれんは十分な換金性を有しているかに疑問が残るにもかかわらず、多数説は資産性を認めてきた。ところが、繰延税金資産は将来の期において課税所得が十分にあった場合には、税金の支払いを軽減させる効果があり、確かに企業が倒産した場合に払戻しを受けることができるというようなものではないが、そのような事態は前払費用一般にも言えることであり、用役の提供を受けている企業が倒産した場合、前払費用相当額が倒産した企業に必ずしも返還されるわけではない⁶⁵。

また、繰延資産と比べての繰延税金資産の性質について考えるなら、繰延税金資産は繰延資産よりも資産性を有していると考えることができる。なぜなら、繰延資産は①代価の支払いが完了し、またはその支払債務が確定しており、②これに対する役務の提供を受けており、③受けた役務の効果が将来にわたって発現することが期待されるものであるが、繰延税金資産は換金性を有しない点では繰延資産と共通するが、まず将来の時点で企業が十分な利益をあげる場合には税金を減少させる効果を有しており、金額的にも把握できることから、繰延資産が単なる期待にとどまり、将来の便益の流入を金額的に把握できないことに比べて資産性が強い。また仮に法人税の全部または一部が国家的・公共的なサービスの対価としての性質を有すると考えると、いまだ用役の提供を受けていないことになり、繰延税金資産は前払費用と同様に、用役の受入れが終了していない部分に対応する給付債権を示す面を有していることになり、役務の提供を受けている繰延資産よりも資産性を認めやすい。よって繰延税金資産は繰延資産以上に資産性を有していると考えことができ、また、前払費用に比べると繰延税金資産の資産性は若干乏しいが、前払費用に近い性格を

⁶⁴ 梶原晃「税効果会計導入の議論とその背景」『JICPA ジャーナル』第8巻第6号、1996年、p. 38。

⁶⁵ 弥永真生・足田浩「税効果会計導入の必要性と導入に伴う問題点について」『金融研究』第14巻第3号、日本銀行金融研究所、1995年、p. 161。

有していると考えられる⁶⁶。

以上のように繰延税金資産の資産性について検討してきたが、この繰延税金資産の認識においてはS F A S第109号や改訂I A S第12号にもあるように、将来の経済的便益をもたらす可能性のある資源としての実現可能性の判断が必要であり、また実現可能性が低い場合には繰延税金資産を減額することも要請されている。次節においてこの繰延税金資産の不確実性と回収可能性の判断について詳細に考察する。

第3節 不確実性と回収可能性の判断

F A S Bは1987年にS F A S第96号を発表して、それまでの法人税の会計処理規定として1967年より20年間にわたって適用されてきたA P B意見書第11号に対する批判に対処した。さらにF A S Bは1992年にS F A S第109号を発表して発表直後から批判が多かったS F A S第96号を改訂した。こうした税効果会計適用基準の改訂のなかで、繰延税金資産の認識についても改訂がなされている。

F A S BはS F A S第96号において、それまで当該繰越欠損金の税金ベネフィットの実現可能性が合理的に確実視される場合に認識が可能であったA P B第11号の繰延税金資産の認識を、財務諸表上においてすでに認識された項目のみで繰延税金資産を計上するという考え方に立ち、繰延税金資産の認識を制限した。つまり、繰延税金資産の認識を、当期より前に支払った税額が還付されることにより回収できるか、他の一時的差異によって生じた繰延税金負債と相殺できる範囲においてのみ認めることとし、繰延税金資産の認識を制限したのである。

こうした制限は繰延税金資産のもつ不確実性によるものと考えられる。つまり、繰延税金資産による支払い税額の減少額は当期または還付請求できる過年度において発生した課税額を相殺する場合にのみ当期に節税効果をもたらすという性質であり、また支払い済みの法人税あるいは当期の未払法人税を減額するだけの課税所得が存在しなければ、繰越欠損金となるが、将来において課税所得が生じない場合はその節税効果が消滅するという性質である。もちろんこの繰越欠損金については将来課税所得が生じれば、支払い税額の減

⁶⁶ 弥永真生・足田浩，前掲論文，p. 162。

少という形でその繰越欠損金はその期間において節税効果をもたらすことになるが、繰延税金資産の認識を制限する根拠としては、そのような将来における課税所得の存在には不確実性が伴い、未来の事象をあらかじめ見越して当期の繰延税金資産を認識することは、発生主義に基づいた税効果会計の基本原則に反するとしているのである。つまり、ある事象のもたらす税効果はその事象の将来における発生の可能性とは関係なく、当該事象が発生主義に基づいて財務諸表上に計上された期間においてはじめて認識されるべきであり、いまだ発生していない事象の税効果をあらかじめ認めることは発生主義会計の枠組みから逸脱するものと考えるのである⁶⁷。

こうした繰延税金資産の認識制限に対する反論もあり、それはSFAC第6号における発生主義会計の定義の解釈に基づいたものである。SFAC第6号によれば、発生主義会計はある実体によって現金が受領されたり、支払われる期間においてのみではなくむしろ、取引その他の事象および環境要因が発生した期間において、当該実体に対して結果として現金の増減をもたらす取引その他の事象および環境要因の当該実体に対する財務的影響を記録しようとするものである⁶⁸。また、現金取引に基づくのみではなく、ある実体に対して結果として現金の増減をもたらすが同時的な現金の動きを伴わない取引その他の事象および環境要因にもまた基づいているものであり⁶⁹、また発生主義会計は、非現金的な事象および環境要因をそれらが発生したときに認識しようとするもので、見越のみならず、配分と償却をはじめとする繰延を伴っており、見越とは、資産または負債と関係する負債、資産、収益、費用、利得または損失を通常、現金で将来受領されるか支払われると予想される金額で認識する会計プロセスであるとしている⁷⁰。

このSFAC第6号の発生主義会計の定義に基づいて、繰延税金資産の認識制限に対して異論を唱える立場では、将来において課税をもたらす繰延税金負債も、税額控除をもたらす繰延税金資産も、この発生主義会計の定義に従えば、ともに当該税効果をもたらす一時的差異の発生した年度において認識されるべきであって、繰延税金資産実現の前提となる将来における課税所得の存在を予測することは発生主義ともなんら矛盾せず、むしろ繰延税金資産の認識を制限することは、財務諸表上に過大な繰延税金負債と過小な繰延税金

⁶⁷ 梶原晃，前掲論文，p. 9。

⁶⁸ FASB, *SFAC No. 6, op. cit.*, par. 139.

⁶⁹ *Ibid.*, par. 140.

⁷⁰ *Ibid.*, par. 141.

資産の計上を許すことにもつながり、発生主義会計の枠内での将来純キャッシュフロー予測に弊害をもたらさうと考えるのである⁷¹。

こうした繰延税金資産の認識に制限を課したSFAS第96号であったが、これについては数多くの批判が相次いだ。それは、まずSFAS第96号では繰延税金資産の認識については将来の営業活動から生ずる課税所得はゼロであると仮定して、当期より以前に支払った税額が還付されることにより回収できるか、他の一時的差異によって生じた繰延税金負債と相殺できる範囲においてのみ認めることとしているが、将来の課税所得の存在が不確実なことから、それがゼロであると仮定して繰延税金資産の認識を制限することに問題があるとされた。つまり、将来の営業活動から生ずる課税所得がゼロと仮定すること自体、非現実的であり、企業の永続性を前提とした一般に認められた会計原則（GAAP）に合致しないものであるという批判である。

こうしたSFAS第96号の繰延税金資産の認識が厳しすぎるといった批判の他にも、一時的差異がいつ実現するかについての厳密な資料の作成やそれに基づく複雑な計算についての批判があった。こうした批判に対処するためFASBは1989年にSFAS第96号の修正作業に着手し、1992年にSFAS第109号を発表した。このSFAS第109号では、繰延税金資産の認識については一時的差異および繰越欠損金などについて繰延税金資産を全額いったん計上し、その後、将来の営業活動より生ずる課税所得を合理的に見積もり、当該繰延税金資産の全部または一部が実現しない可能性が50%を越える場合には、評価性引当金を設けて繰延税金資産を減額することとした。こうしたことから複雑な計算を必要としていたSFAS第96号に比べて計算方法が簡素化されたのである。

このSFAS第109号の中では、将来に支払い税額の減少をもたらす一時的差異や繰越欠損金は繰延税金資産を認識するために十分な過去の事象であるという見解を明らかにしている。そしてその計算手続きを次のように定めている⁷²。

- a. 一時的差異の額と繰越税額控除や繰越欠損金の額を明確にし、繰越欠損金の繰越期間を明らかにする。
- b. 予想される税率を用いて一時的差異や繰越欠損金によってもたらされる繰延税金資産を算定する。

⁷¹ 梶原晃, 前掲論文, p. 9.

⁷² FASB, *SFAS No. 109, op. cit.*, par. 17.

- c. 繰越税額控除によってもたらされる繰延税金資産を算定する。
- d. 当該繰延税金資産の全額または一部について実現しない可能性が 50%を越えると判断した場合には、評価性引当金を計上して繰延税金資産を減額する。

このように S F A S 第 109 号においては繰延税金資産の認識において、将来その繰延税金資産の一部または全部を実現する課税所得が存在しうるかについての可能性を判断し、その回収可能性が 50%を越えないときには、繰延税金資産を減額することとしている。

これと同様に、改訂 I A S 第 12 号においても繰延税金資産の認識について、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除残高がある場合、これらが将来の課税所得算定上、税金軽減効果を獲得できる可能性が大きいときその範囲まで繰延税金資産として認識すべきであるとし⁷³、さらに将来における課税所得の稼得の可能性を査定する際の規準を示した上で、その可能性がかなり大きいと言えない場合には、繰延税金資産を認識すべきではないとしている⁷⁴。

以上のように、現在の繰延税金資産の認識においては、回収可能性の判断が必要であるとされているわけであるが、こうした回収可能性の判断においては主観的判断がなされる余地があり、恣意性が介在することにより、財務諸表の信頼性が失われることにもなりかねない。次にこうした繰延税金資産の回収可能性の判断について考察しその問題点を明らかにする。

S F A S 第 109 号においても、改訂 I A S 第 12 号においても、繰延税金資産の認識において将来の税額控除をもたらす一時的差異や繰越欠損金による繰延税金資産の回収可能性の検討がその要件とされているわけであるが、ここで税務上の繰越欠損金により認識される繰延税金資産を例にとり、簡単な設例で示すと以下のようになる。

<設例>

19x1 年度の税務上の欠損金を 100 とし、19x2 年度には 60 の課税所得があり、19x3 年度以降は課税所得がなかったものとする。税効果会計を採用した場合、19x4 年度において繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、回収可能性が低いと判断し、評価性引当金を設定した。さらに 19x5 年度においては税法上の繰越欠損金の繰越期間内に課税所得が発生しないことが判明した。なお税務上の欠損金の繰越期間は 5 年、税率は 50%とする。

⁷³ IASC, *IAS No. 12(revised)*, *op. cit.*, par. 34.

⁷⁴ *Ibid.*, par. 36.

() 内の数字はマイナスの金額を示す。

(イ) 税効果会計を採用しない場合

	19x1 年度	19x2 年度	19x3 年度	19x4 年度	19x5 年度
(1) 税引前利益	(100)	60	0	0	0
(2) 課税所得	(100)	0	0	0	0
(3) 法人税等納税額	0	0	0	0	0
(4) 当期純利益	(100)	60	0	0	0

(ロ) 税効果会計を採用した場合

19x1 年度 (借) 繰延税金資産	50	(貸) 法人税等調整額	50
19x2 年度 (借) 法人税等調整額	30	(貸) 繰延税金資産	30
19x4 年度 (借) 繰延税金資産評価性引当金繰入	20	(貸) 繰延税金資産評価性引当金	20
19x5 年度 (借) 法人税等調整額	20	(貸) 繰延税金資産	20

	19x1 年度	19x2 年度	19x3 年度	19x4 年度	19x5 年度
(1) 税引前利益	(100)	60	0	0	0
(2) 法人税等					
税効果の繰延べ	50				
当期配分額		(30)			(20)
繰延税金資産評価性引当金				(20)	
法人税等調整額					20
(3) 当期純利益	(50)	30	0	(20)	0

(ロ)で示されるように税効果会計を採用する場合、19x1 年度において繰延税金資産 50 が認識され、この時点においては、次期以降の課税所得がこの繰延税金資産 50 が実現するに十分に存在するであろうと判断したのである。しかしながら、19x2 年度の課税所得は 60

であり、繰延税金資産 30 がこの期に配分された。残された繰延税金資産 20 は 19x3 年度以降課税所得が発生しなかったため、19x4 年度において実現の可能性が低いと判断して評価性引当金を計上した。そして、19x5 年度において繰越欠損金の繰越期間内に課税所得が発生しないとの判断に基づき、繰延税金資産を減額し、法人税等調整額 20 を計上した。

このように、繰延税金資産の認識においては、次期以降における課税所得の存在が必要とされ、S F A S 第 109 号や改訂 I A S 第 12 号では、この繰延税金資産の回収可能性を判断し、その回収可能性が 50% を越えるときに認識すべきであるとしている。しかしながら、この設例においては、いったん次期以降の課税所得が繰延税金資産が実現するに十分に発生するであろうとして、繰延税金資産を認識したが、次期以降には繰延税金資産の一部は実現したものの、その後は十分な課税所得が存在しなかったのである。このように、繰延税金資産を実現させるに十分な課税所得の存在を判断するには慎重な判断が要求される。また、こうした回収可能性の判断には恣意性が伴う余地があり、主観的判断にならざるをえない。そうしたことから、S F A S 第 109 号や改訂 I A S 第 12 号においては、回収可能性を判断する際に検討すべき条件を示している。

改訂 I A S 第 12 号においては、税金軽減効果を獲得できる可能性が大きいか否かを判断するには次の条件を検討することとしている⁷⁵。

- a. 同一の税務当局の区域内で同一の納税企業体内に、税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除の繰越期限内に使用対象となる課税利益をもたらすに十分な加算一時的差異を当該企業が有しているか否か。
- b. 税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除の繰越期限内に課税所得を稼得する可能性がかなり大きいか否か。
- c. 税務上の繰越欠損金は再発しそうな特定の原因により発生したものであるか否か。
- d. 税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の繰越期限内に課税所得を発生させるべきタックス・プランニングの実行が可能であるか否か。

さらに S F A S 第 109 号においては繰延税金資産の回収可能性を判断する際の条件として、積極的証拠と消極的証拠をあげて、繰延税金資産の回収可能性を高める条件と回収可

⁷⁵ *Ibid.*, par. 36.

能性を低くする条件の両方からの検討を示している⁷⁶。

積極的証拠の例としては、①過去の良好な業績、②繰延税金資産を実現させるための十分な課税所得を生む既存の販売契約または販売の注文残高、③資産の含み益などがあげられる。一方、消極的証拠の例としては、①当事業年度はもとより最近の財務諸表上の純損失、②債務超過の状態、③税務上の欠損金または税額控除の税金ベネフィットを使えず消失させた過去の実績、④偶発損失の存在、⑤税務上認められている繰戻および繰越期間が比較的短い場合などがあげられる。

こうした条件を検討することにより繰延税金資産の回収可能性を判断するわけであるが、繰延税金資産の認識においては、課税所得を増加させるような税務計画戦略を行うことによって、自ら繰延税金資産の実現可能性を高めることも可能である。つまり、消失しそうな欠損金の税金ベネフィットを得るために、資産の売却処分を行うなどの方法により、課税所得を増加させる策を講じるのである。

以上のように繰延税金資産の認識においてその回収可能性の判断の条件が示され、一応の客観的判断が保証されているようであるが、繰延税金資産の認識においては、税務計画戦略を実行したり、回収可能性の判断においても検討すべき条件はあってもその回収可能性が50%を越えるか否かの判断に際して、客観的判断を損ない、恣意性の介入する余地があるように思われる。そうしたことから主観的判断を除外し、より客観的に繰延税金資産の回収可能性を判断できる規定が必要であると思われる⁷⁷。しかしながら、この繰延税金資産の回収可能性の判断については、その客観性を保つことは不可能であるとする見解がある。それは繰延税金資産の回収可能性を経営者の将来所得の見積りに依存してしまったことに原因があるとしている。つまり、将来の所得の見積もりを経営者に委ねている以上、経営者の見積りの正確性を保証する制度はいつになっても存在するはずがないというものである。そもそもSFAS第109号はSFAS第96号の計算複雑性に対応するために発表された簡便法であり、政治的妥協の産物といえるからであるとしている⁷⁸。

このように繰延税金資産の回収可能性の判断においては、その客観性を保つことは困難

⁷⁶ 間島進吾「FASB税効果会計—SFAS第109号を中心に」『JICPAジャーナル』No. 444, 1992年, p. 41。

⁷⁷ Thomas R. Petree, George J. Gregory and Randall J. Vitray, "Evaluating Deferred Tax Assets," *Journal of Accountancy*, Mar. 1995, p. 72.

⁷⁸ 早川豊「FAS 109の連結税効果会計の適用例」『JICPAジャーナル』第6巻第11号, 1994年, p. 65。

ではあると考えられるが、S F A S 第 109 号改訂 I A S 第 12 号において一定の判断の条件を示すことによって、ある程度の客観性を維持しつつ、繰延税金資産の認識を認めていることは、利害関係者に対する有用な情報開示という点で意義があると思われる。

わが国においても「税効果会計に係る会計基準」では、繰延税金資産の認識については将来の回収の見込みについて毎期見直しを行うこととして、回収可能性の判断をその要件としている⁷⁹。

⁷⁹ 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」第二の二繰延税金資産及び繰延税金負債の計上方法 1, 1998 年。

第5章 「税効果会計に係る会計基準」の特徴と問題点

第1節 資産負債法採用の妥当性

税効果の会計処理方法として、「税効果会計に係る会計基準」では資産負債法を採用している。この資産負債法はアメリカでも1992年に発表されたSFAS第109号において採用されており⁸⁰、国際的動向を見ても、この資産負債法が主流となっている。IASでは1979年のIAS第12号において繰延法と資産負債法の両者を認めていたものの⁸¹、その後1996年に改訂IAS第12号が公表され資産負債法の適用を要求している⁸²。イギリスにおいても1978年の会計実務基準書（Statement of Standard Accounting Practice；以下SSAPとする）第15号では繰延法と資産負債法の選択適用を認めていたが⁸³、その後1985年にSSAP第15号が改訂され資産負債法のみが認められることとなり⁸⁴、1992年の再改訂においても資産負債法のみを認めている⁸⁵。オーストラリアにおいてはかつて繰延法が適用されていたものの、現在では資産負債法を採用している⁸⁶。カナダにおいては資産負債法が望ましいという意見もあったものの、いったんは繰延法を採用したが、1996年に公表されたカナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountants；以下CICAとする）が発表した公開草案においては資産負債法が採用されている⁸⁷。

わが国においても税効果の会計処理方法については、1976年（昭和51年）に日本公認会計士協会が発表した連結財務諸表作成要領第九においては繰延法と資産負債法を紹介するにとどまっていたが⁸⁸、1997年（平成9年）に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において国際的に主流となっている資産負債法を適用するこ

⁸⁰ FASB, *SFAS No. 109*, *op. cit.*, par. 18.

⁸¹ IASC, *IAS No. 12*, *op. cit.*, par. 12.

⁸² IASC, *IAS No. 12 (revised)*, *op. cit.*, par. 47.

⁸³ Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Statement of Standard Accounting Practice No. 15, "Accounting for Deferred Taxation,"* 1978.

⁸⁴ ICAEW, *SSAP No. 15 (revised)*, *"Accounting for Deferred Taxation,"* 1985.

⁸⁵ ICAEW, *SSAP No. 15 (amended)*, *"Accounting for Deferred Taxation,"* 1992, par. 24.

⁸⁶ 弥永真生・足田浩, 前掲書, p. 182.

⁸⁷ 同書, pp. 191-192.

⁸⁸ 日本公認会計士協会「連結財務諸表作成要領」第九の三, 1976年。

ととなり⁸⁹、このたびの「税効果会計に係る会計基準」において資産負債法を採用している⁹⁰。

以上のように税効果の会計処理方法としては、現在は主要国において資産負債法が支配的となっている。他の国々については次の表5-1のとおりである。

表5-1⁹¹ 注) ○：強制適用、△：許容、▲：注記するか強制適用、×：適用禁止

	個別財務諸表	連結財務諸表	資産負債法	繰延法	選択適用
アメリカ	○	○	○		
イギリス	○	○	○		
ドイツ	○	○	○		
フランス	△	○	○	△	
ベルギー	○	○		○	
オランダ	○	○	○		
ルクセンブルク	▲	○			○
スペイン	○	○	○		
デンマーク	▲	○			○
アイルランド	○	○	○		
ギリシャ	×	▲	○		
イタリア	○	○			○
ポルトガル	×	○	○		
オーストリア	×	▲	○		
スイス	×	○			○
スウェーデン	×	○			○
フィンランド	×				○
ノルウェー	○	○	○		

⁸⁹ 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」第二部連結財務諸表原則の改訂について4.税効果会計の適用, 1997年。

⁹⁰ 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」三「税効果会計に係る会計基準」の概要, 1998年。

⁹¹ 弥永真生・足田浩, 前掲書, pp.211-213を参照して作成。

	個別財務諸表	連結財務諸表	資産負債法	繰延法	選択適用
アイスランド	○	○	○		
南アフリカ	○	○	○		
メキシコ	○	○	○		
オーストラリア	○	○	○		
ニュージーランド	○	○	○		
カナダ (現行)	○	○		○	
カナダ (公開草案)	○	○	○		
香港	○	○	○		
シンガポール	○	○			○
タイ	○	○			○
マレーシア	○	○			○

注) ○：強制適用、△：許容、▲：注記するか強制適用、×：適用禁止

表5-1にあるように繰延法のみを認める国はベルギーとカナダだけであり、カナダについては前述したように公開草案が公表され資産負債法へ移行するものとみられる。繰延法は資産負債法との選択適用として認められているものの、選択適用を認めている国のほとんどは個別財務諸表への税効果会計の適用を禁止しており、税効果会計を個別財務諸表にまで強制適用させ、本格的に適用している国々においてはその税効果の会計処理方法は資産負債法が主流となっているのが現状である。

このように国際的には資産負債法が支配的になっているわけであり、わが国において資産負債法が採用されているのは会計基準の国際的調和の観点からいえば妥当であるというえる。しかしながら、この資産負債法が繰延法に比べて優れているということが立証されたわけではない。以下ではこの資産負債法について繰延法と比較することにより、その優位性を明らかにして、理論的に資産負債法の採用が妥当であったかについて検証する。まず、資産負債法と繰延法について次の設例に基づき、その計算プロセスを明確にし、繰延法と資産負債法の特徴と問題点を浮き彫りにする。

[設例]

- ・減価償却費および税金控除前利益 … 每期 5,000
 - ・機械の取得原価 … 4,000
 - ・機械の耐用年数 … 4年
 - ・機械の残存価額 … 0
 - ・機械についての減価償却方法 … 財務報告；定額法 税務申告；級数法
 - ・税率 … t1、t2；50% t3、t4；40%
- (t3、t4において税率が40%に変更されることはt1において予測されていない)

税 務 申 告 書

	<u>t 1</u>	<u>t 2</u>	<u>t 3</u>	<u>t 4</u>
減価償却費および税金控除前利益	5,000	5,000	5,000	5,000
減価償却費	1,600	1,200	800	400
課税所得	3,400	3,800	4,200	4,600
税率	50%	50%	40%	40%
申告税額	1,700	1,900	1,680	1,840

(1) 繰延法

この方法では財務報告と税務申告との間で差異が発生した期の税率を用いて税効果額を計算する。ここで計算された税効果額を貸借対照表の繰延税金資産または繰延税金負債として計上して、繰延税金を将来の期間に対応する財務報告上の費用として償却していく方法である。期間差異が発生した期の損益計算書における税引前利益と法人税費用との対応を主目的としており、計算の起点は損益計算書におかれているのが特徴である。この方法でも税率の変更は無視し、税率が変更されても計上されている繰延税金資産や繰延税金負債残高についての修正は行わない。

繰延法の適用を要求したAPB第11号ではこの方法を次のように定義している⁹²。

「繰延法による税金の期間配分手続きによれば、当期の認識期間の相違による税効果を繰延べ、それを期間の相違が消滅する将来の期間の財務会計上の法人税費用に配分するので

⁹² AICPA, *APB No. 11, op. cit.*, par. 19.

ある。繰延法は期間の相違が発生した期の利益に対する期間の相違の税効果に重点を置く。繰延税金は相違の発生した時点の税率に基づいて決定され、事後の税率の変更に対する修正や、新規に課された税金を含めるための修正を行わない。」(par. 19)

さらにAPB第11号は期間帰属差異の税効果は差異を含んで計算された法人税と、差異を含まずに計算された法人税との差額によって測定されるべきものである (pars. 35-36) と主張し⁹³、この繰延法を最も有用にして実際的な処理方法であるとしている。この方法の長所は、損益計算書アプローチの観点から、期間差異の発生年度の損益計算書に計上されるべき法人税額と次期以降に繰り延べられるべき税額とを把握することによって、適正な税引後利益が計算しうることである。その反対としてあげられる短所は、次期以降において税率の変更等があった場合にも繰延税金資産、繰延税金負債を修正しないためにその変更後の企業の負担すべき税額を正確に示さないことがあげられる⁹⁴。

繰延法による損益計算書と貸借対照表は次のようになる。

<u>損 益 計 算 書</u>				
	<u>t 1</u>	<u>t 2</u>	<u>t 3</u>	<u>t 4</u>
減価償却費および税金控除前利益	5,000	5,000	5,000	5,000
減価償却費	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
税引前利益	4,000	4,000	4,000	4,000
法人税費用 (*2)	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,580</u>	<u>1,540</u>
当期利益	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,420</u>	<u>2,460</u>

(*2) 法人税費用の計算

- t 1 … 申告税額 1,700 + 税効果額 (1,600 - 1,000) × 50% = 2,000
- t 2 … 申告税額 1,900 + 税効果額 (1,200 - 1,000) × 50% = 2,000
- t 3 … 申告税額 1,680 + 税効果額 (800 - 1,000) × 50% = 1,580
- t 4 … 申告税額 1,840 + 税効果額 (400 - 1,000) × 50% = 1,540

⁹³ *Ibid.*, pars. 35-36.

⁹⁴ 岩崎勇「税効果会計について—イギリスの基準との関連において」『税経通信』第50巻第11号, 1995年, p. 29.

貸借対照表

	t 1	t 2	t 3	t 4
繰延税金負債	300	400	300	0

(2) 資産負債法

この方法を最初に紹介したAPB第11号では資産負債法を次のように定義している⁹⁵。

「資産負債法による税金の期間配分手続きによれば、税引前利益を基準にして支払われるべきと考えられる法人税額を当期の費用に計上する。税引前利益の各要素に関連する税金はその構成要素が課税所得に含まれた期、あるいは含まれるであろう期ごとに異なった税率で計算される。」(par. 19)

この方法では期間差異の税効果は、将来支払うべき税金を負債とし、反対に将来の税金の前払いを資産として計上するものである。つまり、貸借対照表上の税効果は将来支払うべき負債、または将来還付される資産であると考え、繰延税金資産、繰延税金負債の資産性、負債性を重視した貸借対照表アプローチの計算方法であるといえる。したがってその金額は、将来に期間帰属差異が消滅する時の予想税率で税効果を計算するものであり、税率が変更される場合には計算の修正を必要とする。

資産負債法による損益計算書および貸借対照表は次のようになる。

損益計算書

	t 1	t 2	t 3	t 4
減価償却費および税金控除前利益	5,000	5,000	5,000	5,000
減価償却費	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
税引前利益	4,000	4,000	4,000	4,000
法人税費用 (*3)	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,520</u>	<u>1,600</u>
当期利益	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,480</u>	<u>2,400</u>

⁹⁵ AICPA, *APB No. 11, op. cit.*, par. 19.

(*3) 法人税費用の計算

- t1 … 申告税額 1,700 + 税効果額 (1,600-1,000) × 50% = 2,000
 t2 … 申告税額 1,900 + 税効果額 (1,200-1,000) × 50% = 2,000
 t3 … 申告税額 1,680 + 税効果額 (800-1,000) × 40% + 繰延税金負債の修正
 (t1 差異 600 + t2 差異 200) × (新税率 40% - 旧税率 50%) = 1,520
 t4 … 申告税額 1,840 + 税効果額 (400-1,000) × 40% = 1,600

貸借対照表

	<u>t1</u>	<u>t2</u>	<u>t3</u>	<u>t4</u>
繰延税金負債	300	400	240	0

この設例では t3 において税率の変更があり、この変更については t1 および t2 において予測されていないので、t3 において繰延税金負債の額を修正している。

この設例とは違った例として、t1 においてすでに t3 での税率の変更が予測され、変更税率についても t1 において明らかにされている場合がある。この場合、将来支払うべき税金を繰延税金負債として計上する際に、資産負債法では将来に期間帰属差異が消滅する時の予想税率を用いて税効果額を計算するため、t1 における適用税率は申告税額計算においては 50% を適用するものの、繰延税金負債を計算する際には期間帰属差異が消滅する t3 において予想される 40% を t1 においてすでに適用しなくてはならない。この場合の損益計算書と貸借対照表は次のようになる。

損益計算書

	<u>t1</u>	<u>t2</u>	<u>t3</u>	<u>t4</u>
減価償却費および税金控除前利益	5,000	5,000	5,000	5,000
減価償却費	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
税引前利益	4,000	4,000	4,000	4,000
法人税費用 (*3)	<u>1,940</u>	<u>1,980</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>
当期利益	<u>2,060</u>	<u>2,020</u>	<u>2,400</u>	<u>2,400</u>

(*3) 法人税費用の計算

- t1 … 申告税額 1,700 + 税効果額 (1,600-1,000) × 40% = 1,940
 t2 … 申告税額 1,900 + 税効果額 (1,200-1,000) × 40% = 1,980
 t3 … 申告税額 1,680 + 税効果額 (800-1,000) × 40% = 1,600
 t4 … 申告税額 1,840 + 税効果額 (400-1,000) × 40% = 1,600

貸借対照表

	<u>t1</u>	<u>t2</u>	<u>t3</u>	<u>t4</u>
繰延税金負債	240	320	240	0

資産負債法においては、税率の変更がある場合には、その変更が当初から予測されているものであっても、また予測されていないものであっても、変更税率を適用する時期に違いが生じるものの、どちらの場合においても税率の変更を考慮しない繰延法とは税効果額が当然違ってくる。では、税率の変更がない場合においては資産負債法も繰延法も税効果額は等しくなるのであろうか。これについては一般的には税率の変更がない場合には、両者の税効果額は等しくなると説明されているが、これは税率が単一であることが前提となっている。例えば、課税所得の額によって適用される税率が複数存在している場合には、繰延法においては期間帰属差異が発生した期における課税所得を基礎として税率を決定する。一方、資産負債法においては、税効果額を計算する際には、期間帰属差異が消滅する期に予想される税率を用いることになるので、期間帰属差異が発生した期においては、将来の課税所得を予想して税率を決定しなくてはならない。この場合、税率の変更はないものの、繰延法と資産負債法では税効果額の計算に際して適用する税率が違ってくるため、その結果は等しくはならないこととなる⁹⁶。

次にこうした両者の方法の特徴をふまえたうえで、比較を行い、国際的に主流となっている資産負債法の合理性を検証する。

両者の評価を行うにあたって、まずそれぞれの方法がいかなる論拠に基づいているのかについて明確にしておく。

⁹⁶ 斎藤真哉「税効果会計における処理方法の検討」『会計』第148巻第5号, 1995年, p. 73。

繰延法は財務報告における損益計算を重視した考え方であり、期間差異が発生した期の損益計算書における税引前利益と法人税費用との対応を主目的とした方法である。この考え方によれば、貸借対照表に示される項目および金額は、その期間損益計算に依存しており、繰延税金資産は期間収益に対応しなかった発生費用であって、政府に対する債権を示している必要はなく、また、繰延税金負債は課税上の特典であって、法律上の債務を示している必要はない。つまり、期間帰属差異が生じることにより行われる法人税の期間配分によって、その期間の損益がいかに影響を受けるかを中心に考えているのである⁹⁷。

この繰延法による法人税の期間配分計算は、その後の税率の変更による修正計算を必要とせず、税率の予測も必要ないため、その処理が簡便であり、また、現行の税率を用いることから、その処理において恣意性を排除できるという長所を持つ。一方でその短所としては、税率の変更があった場合には貸借対照表に示されている繰延税金資産、繰延税金負債の額の経済的合理性がなくなってしまう、繰延税金資産、繰延税金負債の性格が不明瞭となってしまう⁹⁸。

資産負債法は貸借対照表上の税効果は将来還付される資産、または将来支払うべき負債であると考え、繰延税金資産、繰延税金負債の資産性、負債性を重視した考え方である。この考え方は、期間帰属差異が法人税の前払いや支払いの延期を引き起こすことを強調しており、法人税の前払いである繰延税金資産は政府に対する債権であり、法人税の支払いの延期である繰延税金負債は将来において政府に対して支払うべき債務であると考えられる。

つまり、期間帰属差異によって生じたその期の法人税の金額の増加が、期間帰属差異が消滅する将来の期の法人税の金額の減少をもたらす、反対に、期間帰属差異によって生じたその期の法人税の金額の減少は、期間帰属差異が消滅する将来の期の法人税の金額の増加をもたらすという考え方である⁹⁹。

この方法によれば、税率の変更による修正計算を行い、将来の税率を予測して計算を行うので、貸借対照表における繰延税金資産、繰延税金負債は将来還付または支払うべき法人税の額を正確に表しており、その数値の経済的合理性は高い。

しかしながら、政府が繰延税金資産、繰延税金負債を債権債務として認識しているかが

⁹⁷ 同論文, p. 67。

⁹⁸ 梶原晃「税効果会計の本質—アメリカにおける新会計基準の考察」『神戸大学大学院研究会 六甲台論集』第38巻第1号, 1991年, p. 3。

⁹⁹ 斎藤真哉, 前掲論文, p. 67。

疑問であり、さらにこの方法の最大の短所は、税率の変更があった場合に、過去に認識された税効果についても修正計算を行うため、その処理が繁雑になることである。また、現行の税率だけを用いる繰延法に比べて恣意性が高くなることも否めない¹⁰⁰。

以上のようにそれぞれの考え方と特徴について考察してきたが、この繰延法と負債法の評価については、これは結局、それぞれの方法の論拠としている会計の目的の問題であるといえる。つまりは繰延法が損益計算書を重視し、税引前利益と法人税費用との対応を主目的にしているのに対して、資産負債法は貸借対照表を重視し、将来還付または支払うべき法人税の額を決定することにその目的をおいている以上、会計の目的をどのように採るかによって両者の優劣は必然的に決定されることになる¹⁰¹。しかしながら、繰延法の採用によって貸借対照表に表示される繰延税金資産、繰延税金負債の額が何を表しているかが明確にならないことを考えると、繰延税金資産、繰延税金負債の額に明確な経済的合理性を与えることができる資産負債法がより合理的であり、資産負債法を採用した財務諸表に情報価値を見いだすことができると考えられる。

実際に、資産負債法の採用が国際的にみても圧倒的多数になっている現状も、資産負債法の採用により、税率の変更に伴う修正計算や税率の予測といった処理上の繁雑さはあるものの、繰延税金資産、繰延税金負債の額に明確な解釈を与えることができるという論理的合理性を支持しているものと考えられる。

さらに繰延法と資産負債法の決定的な相違といえる税率の変化についての対応も、それは結局、税率の変化の影響をどのタイミングで認識しているかという問題である。さきほどの設例を用いるならば、t1、t2における税効果額のうち税率が10%下がることによる影響額は80である[(t1 差異 600 + t2 差異 200) × (旧税率 50% - 新税率 40%) = 80]。

繰延法ではこの80のうち20がt3において影響として表れ、60がt4において表れる。一方、資産負債法では税率の変化を当該変更期において認識するため、t3における修正計算によって税率の変化の影響額80が表れている。また税率の変化がt1において予測されている場合には、その変更後の税率をt1から用いるため、t1からすでにその影響額は表れている。

このように、どちらの方法においても税率の変化の影響額を認識するタイミングに違い

¹⁰⁰ 梶原晃、前掲論文、p. 4。

¹⁰¹ 清村英之「税効果会計に関する一考察」『成蹊大学経済学部論集』第21巻第2号、1991年、p. 136。

があるだけであるが、繰延法では損益計算書アプローチをとり、税引前利益と法人税費用との対応関係を重視しているものの、結局は税率の変化があれば、t3、t4をみてもわかるように、税引前利益と法人税費用の対応はなされていない。しかしながら、資産負債法によれば、t4においては両者の対応がなされている。こうしたことから、繰延税金資産、繰延税金負債の額が論理的に説明でき、さらに税率の変化があった場合に、結局は繰延法より税引前利益と法人税費用との対応もなされている資産負債法に合理性があると考えられる。

以上のことから、このたび「税効果会計に係る会計基準」において国際的に主流となっている資産負債法が採用されたことは、理論的にも妥当であるといえる。

第2節 繰延税金資産の回収可能性と評価性引当金

繰延税金資産の計上は、「税効果会計に係る会計基準」によれば「将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる」と認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を越える額については控除しなければならない¹⁰²としている。つまり、法人税の前払い分である繰延税金資産は、将来において十分な課税所得が得られなければ、その繰延税金資産による法人税の軽減効果は消滅してしまうことになるため、その計上にあたって慎重な認識を要求しているのである。

実際に、繰延税金資産の回収可能性を判断して、相当の減額が必要であると認められた場合には、繰延税金資産から回収不能見込額を直接控除する方法と、いったん繰延税金資産を全額計上して、そこから回収不能見込額を評価性引当金として控除する方法の2つが考えられる。しかしながら、「税効果会計に係る会計基準」では直接控除するのか評価性引当金を設けるのかについての規定はなく、条文を見る限り直接控除する方法を採用すべきように解釈できるものの、実際にはどちらの方法も認めており、こうした2つの方法が許容されることにより財務諸表の比較可能性が著しく損なわれると考えられる。

また、「税効果会計に係る会計基準」では、繰延税金資産について慎重な計上を求めている

¹⁰² 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」(注5)繰延税金資産の計上について、1998年。

るものの、その判断要件については示されていない。唯一、日本公認会計士協会が実務指針において、S F A S 第 109 号や改訂 I A S 第 12 号を参照して次のように示している¹⁰³。

繰延税金資産の回収可能性

(回収可能性の判断要件)

繰延税金資産の計上に当たっては、当該資産の回収可能性（将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうか）について十分に検討し、慎重に決定しなければならない。

将来減算一時差異に係る繰延税金資産の計上が認められるかどうかは、次の要件のいずれかを満たしているかどうかにより判断する。この判断要件は、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産についても適用する。

(1) 収益力に基づく課税所得の十分性

- ① 将来減算一時差異に係る税効果の認識
- ② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識

上記①の解消年度及び繰戻・繰越期間に、又は上記②の繰越期間に、課税所得が発生する可能性が高いかどうかを判断するためには、過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、課税所得の額を合理的に見積もる必要がある。

(2) タックスプランニングの存在

将来減算一時差異の解消年度及び繰戻・繰越期間又は繰越期間に含み益のある固定資産又は有価証券を売却する等、課税所得を発生させるようなタックスプランニングが存在すること。

(3) 将来加算一時差異の十分性

- ① 将来減算一時差異に係る税効果の認識
- ② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識

将来の課税所得の見積もりに関して、本項で述べる課税所得とは、当期末に存在する将来加算(減算)一時差異のうち、解消が見込まれる各年度の解消額を加算(減算)する前及び当期末に存在する税務上の繰越欠損金を控除する前の繰越期間の各年度の所得見積額である。

¹⁰³ 日本公認会計士協会「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」21. 繰延税金資産の回収可能性、1998年。

以上のように判断要件について示し、さらに繰延税金資産の計上限度額ならびに繰延税金資産の回収可能性の見直しについて発表しているが、回収可能性の判断要件については厳密な規定はなく、ここでも将来の課税所得の見積もりに対して恣意性が介在することは否めない。特に、将来減算一時差異の解消年度までに相当期間がある場合には、非常に長期的な見積もりが必要であり、必ずしも、合理的な判断ができるとは考えにくい。また、繰延税金資産の計上限度額についても、判断要件を考慮した結果、将来の課税所得の見積もりを基準にしているため、見積りによって計上限度額は際限なく膨らむこととなる。実際、1999年(平成11年)3月期において税効果会計を早期適用した会社、特に銀行や証券会社であるが、これらの会社は非常に多額の繰延税金資産を計上している¹⁰⁴。この繰延税金資産の計上が合理的な見積りをもとにして計上されたかどうかは一概には言えないが、その金額が財務諸表に与えている影響は非常に大きい。これについては第6章で問題提起し、実際に銀行業とその他の東証一部上場会社を比較し考察しているため、後述する。

結局は、日本公認会計士協会の実務指針だけでは合理的で適正な見積もりに基づいて繰延税金資産が計上されていることを担保しているとは言えないため、より厳密で客観的な判断要件を「税効果会計に係る会計基準」において示す必要があると考える。

第3節 区分表示と相殺表示

「税効果会計に係る会計基準」によれば、繰延税金資産、繰延税金負債の貸借対照表における表示についてはそれぞれの名称を付した科目をもって、繰延税金資産は流動資産または投資その他の資産、繰延税金負債については流動負債または固定負債、繰越欠損金等については翌期に解消見込みのものは流動資産として、それ以外の繰越欠損金等は投資その他の資産として表示することとされている¹⁰⁵。SFAS第109号においても同様の区分表示が規定されているが¹⁰⁶、改訂IAS第12号では繰延税金資産、繰延税金負債の両方とも

¹⁰⁴ 税効果会計早期適用会社の繰延税金資産の計上額については、銀行業が東証一部上場会社に比べて非常に多額の繰延税金資産を計上している。これについては第6章第2節において詳細に分析している。

¹⁰⁵ 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」第三 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法、1998年。

¹⁰⁶ FASB, SFAS No. 109, *op. cit.*, par. 41.

非流動区分に表示されることとされている¹⁰⁷。改訂 I A S 第 12 号がすべて非流動区分とした背景には、I A S のもつ性格から、すべての国が使用しやすいように、より詳細な手続きの必要がない方法を採用したものと考えられる。区分表示するためには個々の一時的差異の解消の時期に関する詳細なスケジューリングが必要であり、これを避けたものと考えられる。しかしながら、わが国でアメリカと同様に区分表示が採用されたことは、事務手続きが繁雑になるものの、財務諸表の情報有用性を高めるという観点からは支持できる。

また、相殺表示については、「税効果会計に係る会計基準」において原則的に繰延税金資産と繰延税金負債を貸借相殺して表示することとされている。繰延税金資産、繰延税金負債に資産性、負債性を認めて、貸借対照表に計上するにもかかわらず、総額で記載しないことは財務比率を歪め、情報有用性を阻害することになる。総額主義の例外としての純額表示は、その項目が科目の性質上重要性が乏しい場合に容認されるが、繰延税金資産、繰延税金負債の額が科目重要性に乏しいとは考えにくい。

元来、繰延税金資産、繰延税金負債の表示方法については、連結財務諸表作成要領で次の3つを示し、選択適用を認めていた¹⁰⁸。

- A 法 税効果残高をその性質によって流動資産、繰延資産(または固定資産)、流動負債、および固定負債のそれぞれの区分に適切な勘定科目で表示する方法。
- B 法 税効果残高をその発生原因となった留保差額の性格により流動区分と固定区分に区分表示するが、借方残高と貸方残高はこれを相殺して表示する方法。
- C 法 税効果残高の差額を1勘定に集約して繰延資産(または固定資産)または固定負債区分に表示する方法。

この3つの方法のうち、「税効果会計に係る会計基準」においてはB法を採用したわけであるが、区分表示もせず相殺表示してしまうC法は問題外であるが、なぜ、このA法を採用しなかったかに疑問が残る。

実際には、1999年(平成11年)3月期決算の東証一部上場会社のうち、税効果会計を早期適用した会社を見てみると、純額で表示されているものの、区分表示がなされるため、すべてが相殺されているわけではなく、繰延税金資産および繰延税金負債は流動とその他に分類され、流動資産として繰延税金資産が計上され、固定負債として繰延税金負債が計上さ

¹⁰⁷ IASC, *IAS No. 12(revised)*, *op. cit.*, par. 70.

¹⁰⁸ 日本公認会計士協会「連結財務諸表作成要領」第九の三の1, 1976年。

れている会社がいくつか見受けられる。また、純額が表示されていても、注記によって、その総額を表示し、さらに発生原因別に詳細に情報開示しているため、情報提供機能としての財務諸表の役割を阻害することにはなっていない。しかしながら、純額で表示されることによって繰延税金資産の額が本体に少なく表示されれば、総資本利益率等は大きくなってしまふこととなるため、本体に純額で記載されることによって各種の財務比率が影響をうけることは避けられないこととなる。

実際に相殺表示によってどのような問題が引き起こされるかを次の設例によって考察する。

[設例]¹⁰⁹

現在は1999年度末であり、2003年度までの当初の予想法定実効税率は50%であった。

A社 総資産額 100億円

将来減算一時差異 60億円 (2002年度に解消予定)

将来加算一時差異 58億円 (2003年度に解消予定)

B社 総資産額 100億円

将来減算一時差異 4億円 (2001年度に解消予定)

将来加算一時差異 2億円 (2002年度に解消予定)

この設例によると、1999年度末の繰延税金資産と繰延税金負債の額は次のとおりとなる。

A社 繰延税金資産 30億円 繰延税金負債 29億円

B社 繰延税金資産 2億円 繰延税金負債 1億円

よって相殺表示によって、どちらも貸借対照表本体では繰延税金資産が純額で1億円となる。この1億円の繰延税金資産を計上して数ヵ月後に、2002年度だけに法人税の特別減税が急遽行われることになり、法定実効税率が40%になったと仮定する。するとA社の繰延税金資産額は24億円となるが、繰延税金負債額は29億円のままであり、相殺表示による純額で繰延税金負債額が5億円となる。一方、B社の繰延税金資産額は2億円のままであり、繰延税金負債額は8,000万円となるため、相殺表示によって純額で繰延税金資産額

¹⁰⁹ 榊原正幸・磯貝明「税効果会計の適用に関する一考察」『企業会計』第51巻第6号、1999年、pp. 110-111。

が1億2,000万円となる。

繰延税金資産の計上額は、A社B社ともに当初は1億円であったが、法人税率の変更に伴う繰延税金資産の回収可能性の見直しにより、A社は純資産額が6億円減少することになった一方で、B社の純資産額はむしろ2,000万円増加することになったのである。

この例に示されるように、繰延税金資産及び繰延税金負債の総額が異なることにより、税率変更等の影響額が大きく異なるにもかかわらず、純額表示によってあたかもA社もB社も税効果に関しては同様であるかのごとく情報開示されることになってしまう。

また、「税効果会計に係る会計基準」が示す純額による表示方法によると、区分表示が求められていることから、次のような問題点も指摘できる。

この設例ではA社については1999年度末において繰延税金資産が投資その他の資産であり、繰延税金負債が固定負債であるため、相殺表示されることとなったが、2001年度末になると、繰延税金資産は流動資産となり、繰延税金負債はまだ固定負債のままであるため、相殺表示されなくなる。すると、2001年度中間決算までは5億円の繰延税金負債が固定負債に計上されていて、これが2001年度末には突如24億円の繰延税金資産が流動資産に、29億円の繰延税金負債が固定負債に計上されることになる。これでは期間比較可能性が著しく損なわれ、利害関係者の判断を誤らせることが懸念される。

以上の問題点を考慮すると、これらの表示については、企業会計原則注解17に示される貸倒引当金ならびに減価償却累計額の表示と同様に、総額表示を原則とし、純額表示および注記による情報提供を例外とするよう再検討すべきであると考えられる。

第6章 税効果会計の適用実態分析

第1節 1999年(平成11年)3月期東証一部上場会社の税効果会計適用状況¹¹⁰

個別財務諸表への税効果会計の適用は1999年(平成11年)4月1日以降に始まる事業年度より強制適用されるが、1999年(平成11年)4月1日以前に始まる事業年度に対しても、任意で適用が可能となっている。この早期適用規定の背景にはBIS規制によって自己資本の強化が急務の銀行を救済するという政策的配慮があったと考えられ、実際にわが国の銀行のほとんどは1999年(平成11年)3月期決算において、個別財務諸表での税効果会計の適用を行っている。

以下では、銀行業とそれ以外の東証一部上場会社との比較によって、税効果会計がわが国大企業の財務諸表に与えた影響について考え、特に銀行業の財務諸表に対してどういった影響が発生しているかについて論じ、税効果会計導入の背景を考察する。

58頁の表6-1<税効果適用会社数>をみてわかるとおり、1999年(平成11年)3月期決算において税効果会計を早期適用した会社は、東証一部上場会社1,141社のうち249社(21.8%)であった。

また、59頁の表6-2<SEC基準連結財務諸表提出会社の税効果会計早期適用状況>にあるように、前期までに連結財務諸表をSEC基準で作成し、税効果会計を適用していた24社のうち個別財務諸表においても早期適用した会社は5社だけであることから、会計慣行として税効果会計が実務において取り入れられている会社が早期適用しているのではないことがわかる。

この税効果会計早期適用会社を業種別にみると、特徴的なことは、早期適用会社249社のうち銀行が91社を占めていることである。比較的税効果会計の早期適用会社が多い鉄

¹¹⁰ 調査の対象は1999年(平成11年)3月期決算の東証一部上場会社であり、その他の証券取引所上場会社は調査対象から除いている。また、税効果会計の早期適用は1998年(平成10年)10月に企業会計審議会の公表した「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」において、1999年(平成11年)4月1日以前に始まる事業年度に対しても、任意で適用が可能となっているため、実際には1999年(平成11年)1月期決算および2月期決算企業においても税効果会計を早期適用した会社があるが、それらはごく少数であるため調査対象外とした。

鋼や精密機器でもその業種のうちに税効果会計を適用した会社の占める割合は 30%台であるのに比べ、銀行は 96 社中 91 社 (94.8%) が税効果会計を適用している。このなかで、税効果会計を適用していない銀行は、なみはや銀行・広島銀行・青森銀行・肥後銀行・みちのく銀行の 5 行だけであった。また、税効果会計を早期適用する背景には、不良債権を多く抱え、この不良債権を迅速に償却するために有税償却を行い、そのために企業利益と課税所得との差異が大きくなって税効果会計の早期適用が必要になったことも考えられる。実際に銀行の繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳を見ると、圧倒的に繰延税金資産を発生させる原因としての貸倒引当金損金算入限度超過額が多くなっている¹¹¹。そこで銀行と同じように不良債権を多く抱えていると考えられる建設業をみると、税効果会計早期適用会社は 106 社中 18 社 (17%) であり、しかもこれらの早期適用会社は非常に多額の不良債権を抱え、不良債権償却を進めている大手建設業だけに偏っているわけではなく、中堅建設会社にも早期適用会社がみられる。

また、銀行業と同じく金融・保険に分類される証券会社や生・損保会社をみても、46 社中 3 社しか税効果会計を早期適用しておらず、税効果会計の早期適用が金融・保険業の特徴であるともいえない。

こうしたことから、税効果会計の早期適用会社は銀行に偏っており、銀行が税効果会計を早期適用した背景には別の理由が存在していることがうかがわれる。

¹¹¹ 第 6 章第 3 節の表 6-7 <銀行大手 17 行の 1999 年(平成 11 年)3 月期決算における税効果会計適用状況>において詳細に繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳を調査している。

また、地銀においても同様に繰延税金資産を発生させる原因としては貸倒引当金損金算入限度超過額が多くなっている。

表6-1 <税効果適用会社数>

業種	会社数	適用企業	%
1. 水産	6	0	0.0
2. 鉱業	4	1	25.0
3. 建設	106	18	17.0
4. 食料品	44	10	22.7
5. 繊維	36	4	11.1
6. パルプ・紙	17	2	11.8
7. 化学工業	113	16	14.2
8. 石油・石炭製品	5	0	0.0
9. ゴム製品	9	0	0.0
10. ガラス・土石製品	24	2	8.3
11. 鉄鋼	35	12	34.3
12. 非鉄金属	25	5	20.0
13. 金属製品	25	4	16.0
14. 機械	88	11	12.5
15. 電気機器	129	21	16.3
16. 輸送用機器	58	6	10.3
17. 精密機器	19	7	36.8
18. その他製造	38	4	10.5
19. 商業	95	17	17.9
20. 金融・保険(銀行除く)	46	3	6.5
21. 不動産	17	3	17.6
22. 陸運	32	6	18.8
23. 海運	14	0	0.0
24. 倉庫	10	1	10.0
25. 通信	9	0	0.0
26. 電気・ガス	14	0	0.0
27. サービス	27	5	18.5
		平均	13.2
小計	1045	158	15.1
20. 銀行	96	91	94.8
合計	1141	249	21.8

表6-2 <SEC基準連結財務諸表提出会社の税効果会計早期適用状況>

税効果会計早期適用	税効果会計不採用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小松製作所 ・ 日本電気 ・ 日立製作所 ・ 丸紅 ・ ソニー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ハム ・ 富士フィルム ・ 東芝 ・ オムロン ・ TDK ・ 京セラ ・ 本田技研工業 ・ リコー ・ 伊藤忠商事 ・ イトーヨーカ堂 ・ ワコール ・ クボタ ・ マキタ ・ 松下電器 ・ 三洋電機 ・ 村田製作所 ・ キヤノン ・ 三井物産 ・ 三菱商事

第2節 銀行業と東証一部上場会社における繰延税金資産の比較

前節において銀行業では税効果会計の適用が突出していることが明らかになったが、さらに、本節では繰延税金資産の計上額を詳細に見ていく。

62頁の表6-3および表6-4は、それぞれ銀行の資本勘定に対する繰延税金資産の割合と、銀行を除く東証一部上場会社の資本勘定に対する繰延税金資産の割合の度数分布表である。また、63頁および64頁の表6-5は銀行の資本勘定と繰延税金資産の金額とその割合、65頁から68頁の表6-6は銀行を除く東証一部上場会社のそれを詳細に表したものである。

これをみてわかるとおり、銀行を除く東証一部上場会社では、税効果会計を適用した会社が計上した繰延税金資産は、資本勘定に対して平均で13.8%であり、90%以上の会社が、5%以内に収まっている。これに対して、銀行は資本勘定に対しての繰延税金資産の割合が平均でも31.2%であり、50%以上の銀行もいくつか存在している。これによって銀行の繰延税金資産の計上額が非常に多額に及んでいることがわかる。

ただし、この繰延税金資産の計上額が必ずしも妥当であるか否かは疑問である。第4章第3節および第5章第2節において述べたように、繰延税金資産の計上については「将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる」と認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を越える額については控除しなければならない¹¹²、法人税の前払い分である繰延税金資産は、将来において十分な課税所得が得られなければ、その繰延税金資産による法人税の軽減効果は消滅してしまうことになるため、その計上にあたって慎重な認識と測定を要求している。

つまり、繰延税金資産のうちその発生原因が繰越欠損金によるものは、税法上の繰越欠損期間が5年間のため、向こう5年以内にそれだけの繰延税金資産を回収できるだけの課税所得が必要となる。また、繰延税金資産のうちその発生原因が貸倒引当金損金算入限度超過額によるものがその多くを占めているが、これは実際に貸倒れが確定したときに将来減算一時差異が解消するため、その解消が予想される時点から5年間の課税所得を見越して、繰延税金資産を計上しなくてはならない。

¹¹² 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」(注5)繰延税金資産の計上について、1998年。

しかしながら、銀行大手 17 行の場合、非常に多額の繰延税金資産を計上しているにもかかわらず、1999 年(平成 11 年) 3 月期決算においては東京三菱銀行を除いては、すべて当期純損失を計上しており¹¹³、繰越欠損金を発生原因にした繰延税金資産の金額は決して少なくないため、これだけの課税所得を向こう 5 年以内の実現できるかは非常に問題である。

また、発生原因別では一番多額の繰延税金資産を生じさせている貸倒引当金損金算入限度超過額によるものも、実際に貸倒れが発生する時期を予想することでさえ困難が伴うため、これだけの多額の金額を将来一時減算差異が解消する期から 5 年以内の課税所得で実現できるかは疑問であり、これらの計上が合理的な根拠に基づいて行われたのか否か、疑問といわざるをえない。実際に、銀行大手 17 行の 1999 年(平成 11 年) 3 月期決算が発表された直後には、新聞、金融関連雑誌等でその繰延税金資産の計上額に問題ありとして大きくとりあげられている¹¹⁴。

¹¹³ 次節の表 6-7 <銀行大手 17 行の 1999 年(平成 11 年) 3 月期決算における税効果会計適用状況>において詳細に実態を調査している。

¹¹⁴ 例えば、「日本経済新聞 1999 年(平成 11 年) 5 月 26 日付」や「金融ビジネス No. 171」(東洋経済新報社, 1999 年) 等であり、特にこのなかでは安田信託銀行の繰延税金資産の計上額は向こう 9 年分の収益を前提として計上したという銀行の決算発表を紹介し、かなり過大な計上額であるとしている。

表6-3 <資本勘定に対する繰延税金資産の割合>
(銀行)

度数分布表

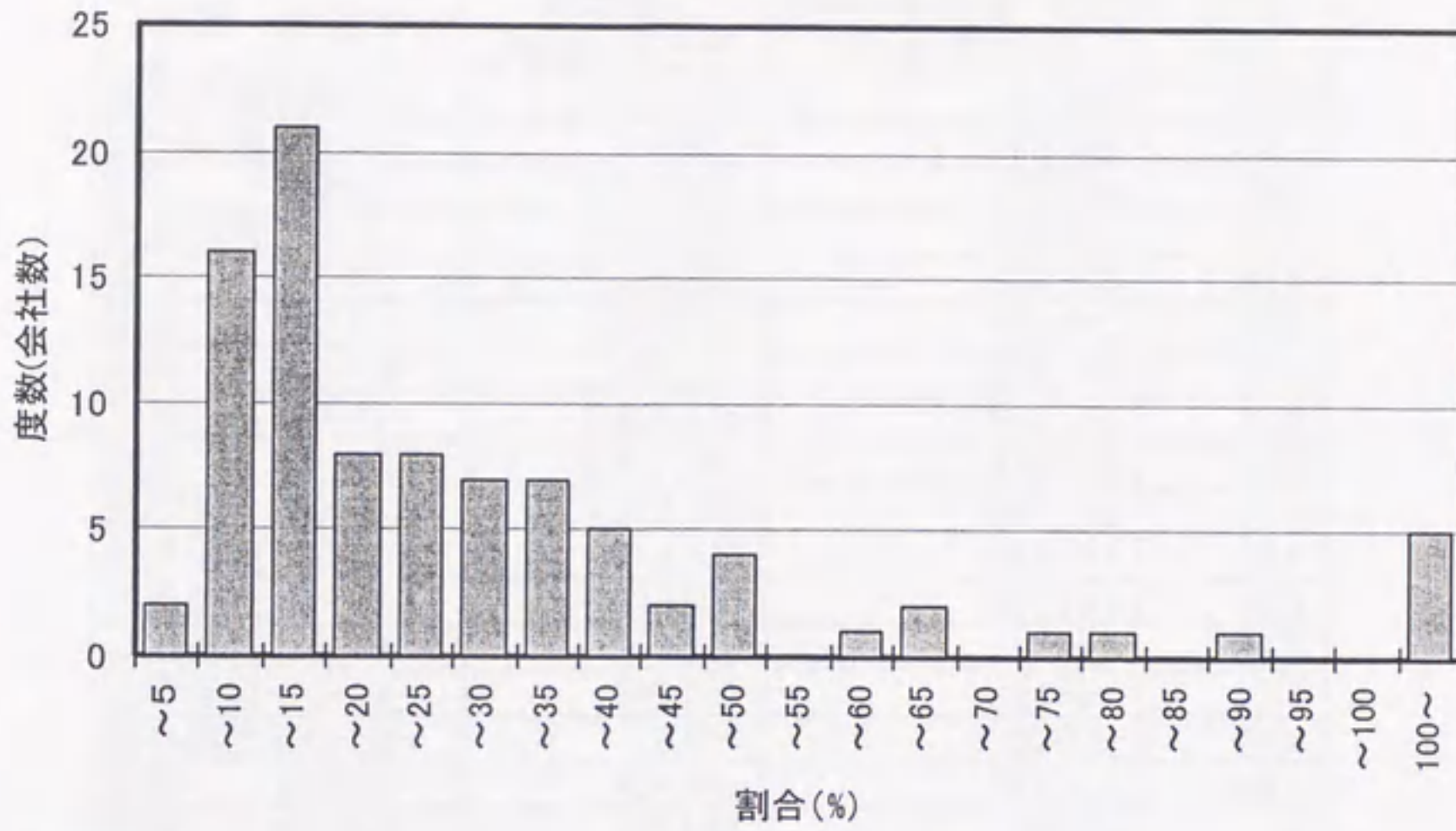


表6-4 <資本勘定に対する繰延税金資産の割合>
(東証一部上場会社:銀行を除く)

度数分布表

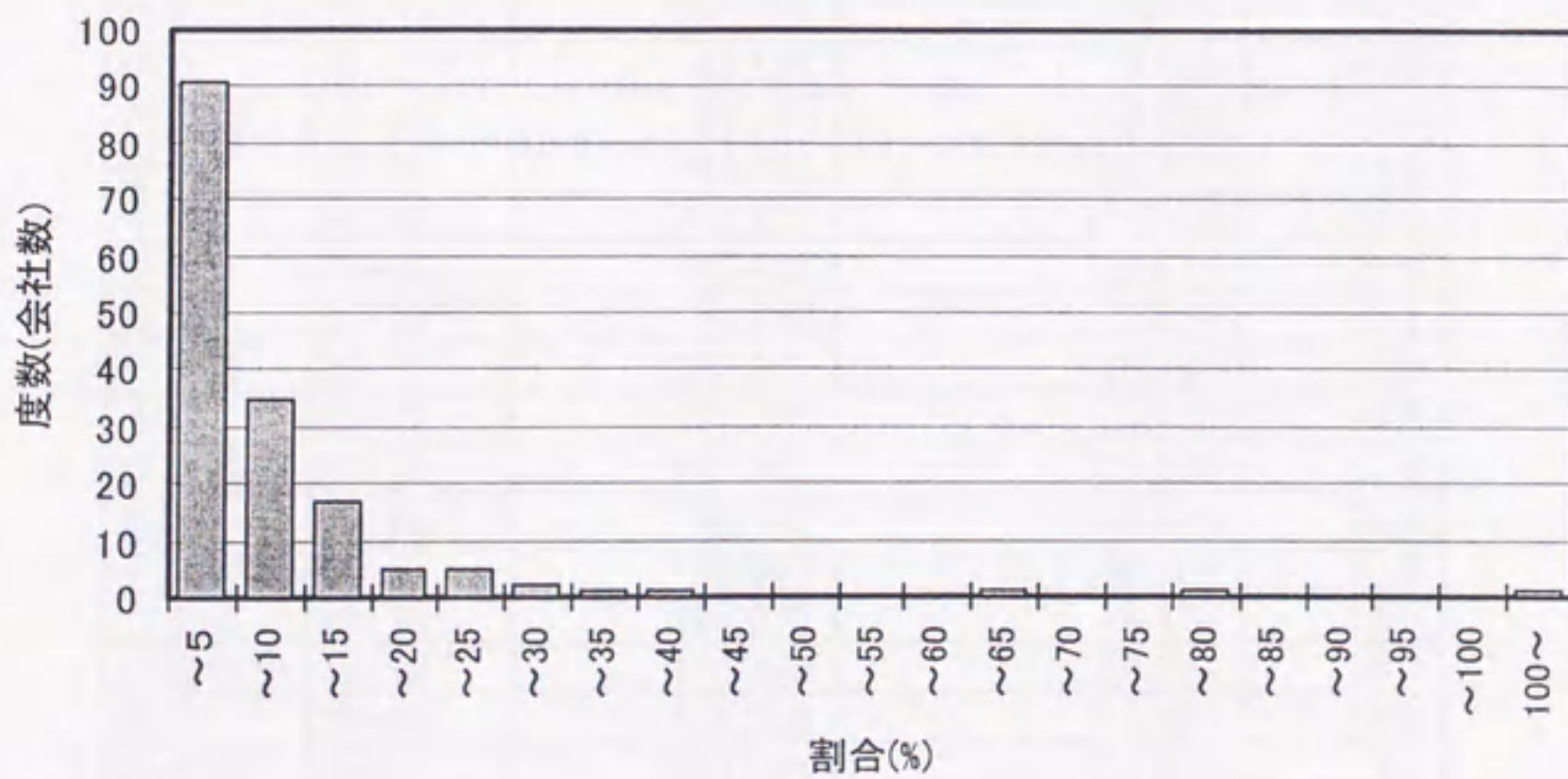


表6-5<資本勘定に対する繰延税金資産の割合(銀行)>

業種	会社コード	資本勘定 (単位:百万円)	繰延税金資産(純額) (単位:百万円)	比率 (%)
日本興業	20-1	1,623,953	406,253	25.0
第一勧業	20-2	2404223	626,456	26.1
さくら	20-5	2,223,521	677,740	30.5
東京三菱	20-6	2,886,212	622,645	21.6
富士	20-8	2,321,851	732,556	31.6
住友	20-9	1,846,470	719,913	39.0
大和	20-10	938,211	211,189	22.5
三和	20-11	2,105,119	592,556	28.1
東海	20-12	1,611,146	370,405	23.0
あさひ	20-13	1,372,448	334,195	24.4
三井信託	20-16	749,567	243,561	32.5
三菱信託	20-17	738,000	297,253	40.3
住友信託	20-18	690,520	287,729	41.7
安田信託	20-19	349,287	253,899	72.7
日本信託	20-20	72,526	20,000	27.6
横浜	20-36	405,961	187,511	46.2
静岡	20-37	496,884	32,474	6.5
北陸	20-38	194,010	74,130	38.2
東洋信託	20-45	553,212	182,292	33.0
足利	20-46	83,561	148,975	178.3
駿河	20-47	126,560	41,917	33.1
近畿	20-49	49,781	122,546	246.2
名古屋	20-53	113,479	17,139	15.1
愛知	20-54	108,149	13,166	12.2
常陽	20-55	374,456	69,443	18.5
群馬	20-58	262,196	36,636	14.0
中京	20-60	61,181	9,196	15.0
武蔵野	20-61	97,765	13,635	13.9
伊予	20-66	197,367	22,171	11.2
千葉	20-68	305,782	122,049	39.9
池田	20-69	60,422	15,614	25.8
愛媛	20-70	70,753	3,629	5.1
八十二	20-71	291,240	36,211	12.4
十六	20-72	174,702	24,703	14.1
大垣共立	20-73	105,903	21,825	20.6
北越	20-76	68,523	26,426	38.6
千葉興業	20-77	36,391	31,786	87.3
七十七	20-78	230,878	24,174	10.5
山梨中央	20-79	111,269	22,293	20.0
福井	20-80	115,399	12,484	10.8
百十四	20-81	182,594	14,322	7.8
鹿児島	20-82	153,288	11,017	7.2
東日本	20-83	48,976	22,232	45.4
第三	20-84	69,204	9,837	14.2
阪神	20-85	23,998	15,056	62.7
大阪	20-86	35,453	40,755	115.0

業種	会社コード	資本勘定 (単位:百万円)	繰延税金資産(純額) (単位:百万円)	比率 (%)
秋田	20-88	103,852	10,848	10.4
岩手	20-89	96,412	8,106	8.4
東邦	20-90	117,403	21,973	18.7
北國	20-91	188,037	14,038	7.5
百五	20-92	143,302	12,178	8.5
四国	20-93	115,501	11,838	10.2
阿波	20-94	114,042	9,502	8.3
大分	20-95	106,674	8,593	8.1
西日本	20-96	218,338	21,804	10.0
新潟中央	20-97	14,725	21,003	142.6
京葉	20-98	142,417	30,496	21.4
第四	20-100	175,477	26,173	14.9
山形	20-102	81,505	5,304	6.5
紀陽	20-103	73,705	46,060	62.5
十八	20-104	134,396	10,430	7.8
新和	20-105	76,759	25,208	32.8
東京都民	20-112	60,423	30,052	49.7
南都	20-114	177,844	49,054	27.6
関東	20-117	19,293	15,392	79.8
福岡シティ	20-118	111,862	37,170	33.2
滋賀	20-121	157,706	23,727	15.0
福岡	20-124	332,866	32,949	9.9
佐賀	20-126	94,136	11,585	12.3
栃木	20-131	93,094	13,352	14.3
北日本	20-132	55,569	6,230	11.2
琉球	20-136	37,917	21,890	57.7
清水	20-137	64,095	5,769	9.0
京都	20-138	149,589	43,000	28.7
北海道	20-140	53,706	81,692	152.1
山陰合同	20-141	168,781	28,232	16.7
中国	20-142	274,003	13,373	4.9
山口	20-145	262,445	27,710	10.6
宮崎	20-146	85,041	10,163	12.0
三重	20-149	49,293	5,347	10.8
中央信託	20-151	353,263	68,884	19.5
沖縄	20-158	59,214	6,690	11.3
九州	20-161	37,868	14,598	38.5
北洋	20-162	160,328	20,060	12.5
香川	20-163	77,652	323	0.4
東和	20-164	54,151	12,169	22.5
徳島	20-166	41,035	2,602	6.3
福島	20-171	24,474	3,993	16.3
大東	20-172	28,973	2,699	9.3
長野	20-174	29,111	2,226	7.6
			平均	30.9
			median	18.6
			標準偏差	38.8

表6-6<資本勘定に対する繰延税金資産の割合(東証一部上場会社:銀行を除く)>

業種・会社	会社コード	資本勘定 (単位:百万円)	繰延税金資産 (純額) (単位:百万円)	比率 %	繰延税金負債 (純額) (単位:百万円)
1. 水産					
2. 鉱業					
住友石炭鉱業	2-5	13,869	2,866	20.7	
3. 建設					
フジタ	3-9	58,867	11,438	19.4	
鹿島	3-23	214,116	166,001	77.5	
安藤	3-26	24,059	8,947	37.2	
三井	3-30	22,891	6,809	29.7	
東洋	3-38	36,906	7,685	20.8	
銭高組	3-49	36,925	5,140	13.9	
日揮	3-51	98,931	15,439	15.6	
東亜道路	3-57	22,039	1,688	7.7	
佐伯建設	3-58	5,449	817	15.0	
真柄	3-65	17,377	1,674	9.6	
協和エクシオ	3-68	49,154	1,506	3.1	
東電通	3-81	14,608	161	1.1	
小松建設	3-92	3,082	1,899	61.6	
日本工業	3-98	46,777	586	1.3	
植木組	3-111	14,955	1,067	7.1	
日本電気システム	3-127	46,863	893	1.9	
テトラ	3-130	11,824	270	2.3	
明和地所	3-141	25,935	281	1.1	
4. 食料品					
日本製粉	4-1	59,831	965	1.6	
昭和産業	4-4	48,559	4,566	9.4	
東洋精糖	4-12	4,102	0	0.0	93
ホーネン	4-32	30,295	822	2.7	
日清製油	4-33	78,471	3,141	4.0	
吉原製油	4-35	5,341	26	0.5	
協同飼料	4-55	12,482	91	0.7	
伊藤ハム	4-57	127,218	233	0.2	
三井製糖	4-60	16,046	1,050	6.5	
永田園	4-73	23,489	644	2.7	
5. 繊維					
神栄	5-4	4,388	0	0.0	200
東レ	5-29	452,912	0	0.0	4,374
クラレ	5-32	250,761	4,397	1.8	
サカイオーベックス	5-35	8,521	908	10.7	
6. パルプ・紙					
王子製紙	6-7	430,713	31,986	7.4	
大昭和製紙	6-21	60,371	5,635	9.3	

業種・会社	会社コード	資本勘定 (単位:百万円)	繰延税金資産 (純額) (単位:百万円)	比率 %	繰延税金負債 (純額) (単位:百万円)
7. 化学工業					
住友化学	7-5	182,227	18,543	10.2	
三菱化学	7-9	408,382	14,319	3.5	
日本曹達	7-19	62,645	0	0.0	1,217
東ソー	7-20	88,694	2,731	3.1	
日本化学	7-32	24,756	0	0.0	9,873
積水化学	7-43	340,494	3,107	0.9	
旭電化	7-48	34,978	568	1.6	
藤沢薬品	7-65	264,573	32,671	12.3	
コニカ	7-75	194,696	16,042	8.2	
三菱樹脂	7-94	43,222	3,372	7.8	
三井化学	7-115	320,116	11,090	3.5	
日本パーカライジング	7-120	30,201	1,634	5.4	
タキロン	7-138	41,945	1,450	3.5	
参天製薬	7-146	88,752	1,826	2.1	
わかもと製薬	7-155	10,809	69	0.6	
新日鐵化学	7-172	24,878	0	0.0	0
8. 石油・石炭製品					
9. ゴム製品					
10. ガラス・土石製品					
ニチアス	10-34	30,029	320	1.1	
ピー・エス	10-56	72,084	0	0.0	911
11. 鉄鋼					
川崎製鉄	11-3	456,102	55,405	12.1	
日本鋼管	11-4	388,674	35,993	9.3	
住友金属	11-5	520,142	20,634	4.0	
神戸製鋼所	11-6	382,397	12,165	3.2	
日新製鋼	11-10	222,723	4,862	2.2	
大同特殊鋼	11-18	102,693	0	0.0	190
日本金属	11-25	32,342	0	0.0	3,332
日本冶金	11-26	28,548	1,661	5.8	
栗本鐵工所	11-36	106,329	1,817	1.7	
大同鋼板	11-42	21,543	659	3.1	
日立金属	11-57	158,981	7,956	5.0	
新日本製鐵	11-68	783,925	0	0.0	35,200
12. 非鉄金属					
三菱マテリアル	12-4	249,916	0	0.0	10,800
三菱電線	12-16	55,496	0	0.0	3,556
昭和アルミニウム	12-23	41,821	1,072	2.6	
古川機械金属	12-34	56,031	0	0.0	2,927
沖電線	12-39	11,159	485	4.3	
13. 金属製品					
横河ブリッジ	13-5	46,932	0	0.0	295
松尾橋梁	13-7	13,414	161	1.2	
三和シャッター	13-23	122,417	3,522	2.9	
東洋シャッター	13-39	17,574	2,608	14.8	

業種・会社	会社コード	資本勘定 (単位:百万円)	繰延税金資産 (純額) (単位:百万円)	比率 %	繰延税金負債 (純額) (単位:百万円)
14. 機械					
小松製作所	14-16	450,429	12,328	2.7	
住友重機械	14-17	72,238	4,338	6.0	
日本精工	14-31	224,236	8,146	3.6	
エヌティエス	14-32	157,354	1,611	1.0	
東洋運搬機	14-59	17,553	731	4.2	
木村化工機	14-122	2,231	56	2.5	
旭ダイヤモンド	14-129	50,269	123	0.2	
モリタ	14-131	26,161	0	0.0	82
東洋エンジニアリング	14-136	42,184	4,422	10.5	
イーグル工業	14-154	16,689	0	0.0	7
サトー	14-160	23,917	586	2.5	
15. 電気機器					
日立製作所	15-1	1,602,869	325,611	20.3	
三菱電機	15-3	604,215	184,531	30.5	
日本電気	15-13	940,483	51,000	5.4	
沖電気工業	15-15	155,730	14,713	9.4	
日本無線	15-19	64,402	4,337	6.7	
富士通ゼネラル	15-22	19,561	1,606	8.2	
ソニー	15-23	1,639,090	47,401	2.9	
トーキン	15-45	26,259	1,902	7.2	
アンリツ	15-89	87,544	1,934	2.2	
山武	15-92	70,496	1,664	2.4	
岩崎電気	15-101	21,959	2,470	11.2	
日通工	15-104	36,960	3,301	8.9	
田村電機	15-115	15,526	1,691	10.9	
カシオ計算機	15-120	164,005	13,969	8.5	
エスエムケイ	15-127	29,544	0	0.0	216
ホシデン	15-134	36,858	3,617	9.8	
キーエンス	15-157	142,160	514	0.4	
和泉電気	15-158	30,723	1,218	4.0	
日本コンラックス	15-163	30,644	1,342	4.4	
関研	15-166	19,596	2,102	10.7	
協栄産業	15-173	11,842	134,409	1135.0	
16. 輸送用機器					
日立造船	16-4	77,561	15,948	20.6	
川崎重工業	16-9	162,092	0	0.0	1,858
富士車輛	16-15	2,727	609	22.3	
小系製作所	16-18	73,501	5,108	6.9	
トキコ	16-27	40,291	2,546	6.3	
小松フォークリフト	16-85	42,081	2,721	6.5	
17. 精密機器					
島津製作所	17-1	100,917	875	0.9	
ニコン	17-4	146,952	15,782	10.7	
オリンパス	17-6	185,359	11,298	6.1	
ミノルタ	17-9	98,698	8,493	8.6	
シチズン	17-11	149,825	9,642	6.4	
大日本スクリーン	17-21	62,966	4,832	7.7	
旭化学工業	17-24	51,615	1,587	3.1	
18. その他製造					
凸版印刷	18-2	643,076	5,416	0.8	
大日本印刷	18-3	844,184	13,213	1.6	
クラヤ薬品	18-48	49,846	1,186	2.4	
三星堂	18-53	60,845	1,273	2.1	

業種・会社	会社コード	資本勘定 (単位:百万円)	繰延税金資産 (純額) (単位:百万円)	比率 %	繰延税金負債 (純額) (単位:百万円)
19. 商業					
丸紅	19-2	415,403	31,800	7.7	
ニチメン	19-4	114,099	17,044	14.9	
住友商事	19-12	509,451	67,700	13.3	
日商岩井	19-18	205,274	23,348	11.4	
丸善	19-27	30,518	278	0.9	
阪急百貨店	19-57	96,795	10,397	10.7	
岩谷産業	19-58	55,828	270	0.5	
日本ユニシス	19-87	79,193	14,161	17.9	
美津濃	19-91	98,155	2,770	2.8	
上新電機	19-120	60,216	1,760	2.9	
シナネン	19-130	49,024	0	0.0	1,433
富士電機冷機	19-172	43,878	940	2.1	
千趣会	19-180	64,520	1,194	1.9	
ソーダニッカ	19-190	10,483	553	5.3	
キインターナショナル	19-191	78,734	1,542	2.0	
テナライド	19-194	16,442	153	0.9	
スズケン	19-219	144,809	7,732	5.3	
20. 金融・保険 (銀行を除く)					
野村證券	20-43	1,242,851	332,086	26.7	
大和証券	20-56	626,193	81,810	13.1	
国際証券	20-156	246,872	13,098	5.3	
21. 不動産					
三井不動産	21-1	472,978	0	0.0	8,657
住友不動産	21-13	218,938	16,089	7.3	
三井不動産販売	21-22	60,226	9,156	15.2	
22. 陸運					
東武鉄道	22-1	142,142	3,676	2.6	
東京急行	22-5	241,538	4,605	1.9	
小田急電鉄	22-7	132,534	3,585	2.7	
阪急電鉄	22-13	154,205	6,950	4.5	
日新	22-21	26,641	1,007	3.8	
山九	22-26	45,270	3,758	8.3	
23. 海運					
24. 倉庫					
東洋埠頭	24-6	21,605	0	0.0	207
25. 通信					
26. 電気・ガス					
27. サービス					
インテック	27-35	55,245	496	0.9	
住商情報	27-42	43,637	468	1.1	
東洋情報システム	27-43	46,260	346	0.7	
オートバックスセブン	27-46	128,750	2,540	2.0	
明電エンジニアリング	27-48	18,051	129	0.7	
			平均	13.8	
			メジアン	3.5	
			標準偏差	90.3	

第3節 銀行業の財務諸表における特質

個別財務諸表への税効果会計の適用は1999年(平成11年)4月1日以降に始まる事業年度より強制適用され、1999年(平成11年)4月1日以前に始まる事業年度に対しても、任意で適用が可能となっている。この早期適用規定の背景にはB I S規制によって自己資本の強化が急務の銀行を救済するという政策的配慮があったのではないかとする意見もある。

B I S規制は1988年(昭和63年)にバーゼル銀行監督委員会において、国際統一基準が合意されたことに始まり、現在では国際的に承認されている共通基準である。1988年(昭和63年)に合意された自己資本比率規制の国際統一基準は、1991年(平成3年)から2年間の経過期間を経て、1992年(平成4年)末より本格適用された¹¹⁵。その内容は、国際業務を営む銀行に対して、B I Sの定めた独自の算出方式¹¹⁶による自己資本比率が8%以上となることを求めるものである¹¹⁷。

前述したように、日本の大手銀行17行はそろって1999年(平成11年)3月期決算において個別財務諸表への税効果会計適用を行っている。その適用状況を詳細に示したものが72頁の表6-7<銀行大手17行の1999年(平成11年)3月期決算における税効果会計適用状況>である。

これをみてわかるとおり、自己資本比率はB I S規制の定める国際業務を営む銀行がクリアすべき8%を大きく越えることとなり、平均でも1.8%ほど増加している。この自己資本比率の増加は公的資金の注入や土地再評価益による原因もあるが、各銀行が計上した繰延税金資産の金額は平均で資本勘定の3割にも達している。なかには安田信託銀行のようにその7割が繰延税金資産によって計上されている銀行もある。その金額を比べればその大きさがより明らかになると思われる。この土地再評価益は、1998年(平成10年)に

¹¹⁵ わが国における適用は1993年(平成5年)3月からであった。

¹¹⁶ 自己資本比率の算出方式は、自己資本の額をリスク・アセットの総額で除したものを%で示すこととされ、分母となるリスク量の算出については、信用リスク(契約相手方の倒産による債務不履行のリスク)に基づくリスク・アセット方式を採用している。つまり、貸付債権、保有有価証券等の各資産項目について信用リスクの大きさを反映させ、リスクの大きな資産には大きなウェイトを乗じ、リスクの小さな資産には小さなウェイトを乗じて合計したものをリスク・アセットの総額としている。

¹¹⁷ 佐藤隆文「自己資本比率規制を巡る最近の動き」名古屋大学経済学部附属国際動態研究センターニューズレター No. 8, 1999年, p. 2。

公表され、1999年(平成11年)の3月に改正された「土地の再評価に関する法律」に基づいて、銀行がその事業用の土地を再評価したものである。この法律も税効果会計の早期適用規定と同じように、銀行のBIS規制対策のひとつとして、法人の所有する事業用の土地についてのみ一度だけ、再評価できるとしたものであり、1999年(平成11年)3月期決算においてほとんどの銀行が土地再評価益を計上している。1999年(平成11年)の改正により、この土地再評価差額を資本の部に計上することとなり、1999年(平成11年)3月期決算における評価差額がこの表の金額となっている。この「土地の再評価に関する法律」も数々の批判があったが、これは2000年(平成12年)3月までの時限立法であり、その再評価も一度だけに限られている。しかしながら、繰延税金資産については今後とも計上されていくし、その額も土地再評価益に比べても非常に大きくなっている。

こうした実態を踏まえて考察すると、「土地の再評価に関する法律」の制定においてもその背景にはBIS規制によって自己資本の強化が急務の銀行を救済するという政策的配慮があったのではないかとされていたが、それ以上の自己資本比率の上昇効果をもつ税効果会計が導入された背景にも同様の政策的配慮があったのではないかと考えられる。

仮に、こうした推測が妥当ではないとしても、銀行の自己資本比率に対して、このたびの税効果会計の導入が多大な影響を及ぼしていることには相違ない。また、銀行が過大な計上であるとの指摘を数々受けるほどの繰延税金資産を計上していることを考慮すると、この税効果会計の早期適用規定が銀行の自己資本比率の強化に利用されていることは間違いなく、この早期適用規定が設けられた理由についても検討する必要があると考えられる。

「土地の再評価に関する法律」についてもいえることであるが、土地再評価益の計上や税効果会計の適用が任意とされている状況では財務諸表の比較可能性が著しく損なわれているといわざるをえない。確かに、会計処理方法の選択適用を認めて、企業の個々の状況に則した会計処理方法を選択させることは財務諸表の情報利用者に対して有用な情報を提供することになるであろう。しかしながら、土地再評価益や繰延税金資産のような財務諸表における計上額が多額に及ぶものについて、その会計処理方法の選択適用を企業の意思に委ねることは、合法的とはいえ、財務諸表における企業の恣意性を認めることにもなりかねず、ひいては財務諸表の信頼性をも阻害してしまうことが危惧される。

前述したように、繰延税金資産は将来、その一時的差異が解消される事業年度において十分な課税所得がなければ、回収は不可能となる。実際に、評価性引当金を計上して、回収が見込めない繰延税金資産を減額している銀行もある。しかしながら、表6-7の当期

純利益の欄をみても、いまだに当期純損失を出している会社がほとんどであり、将来の課税所得を慎重に吟味して繰延税金資産を計上したのかは疑問といわざるをえない。

繰延税金資産の内訳をみても、有税償却の次に繰越欠損金がその原因として多く計上されているが、税法上の繰越期間は5年間であり、この計上額のなかには過年度の税効果額も含まれているので、今年度や来年度でその繰越期間を迎えてしまうものも含まれている。今期これだけの当期純損失を計上していながら、確実に近い将来、これだけの金額の繰延税金資産を回収することができるだけの課税所得が果たして得られるであろうか。また、この回収可能性の判断についても、前述したように、実際はその要件が詳細に規定されていないので、各銀行の判断が妥当であるといえるかどうかは疑問である。評価性引当金を計上している銀行以外は、その繰延税金資産の計上額が評価性引当額を直接控除したものなのか、また、評価性の引当額は一切ないのかもわからないので、これでは投資者に対する財務情報として不十分であるといえる。

銀行についてはこれらの大手17行だけでなく、地銀等も含めてほとんどの銀行が税効果会計を適用しており、これらの銀行において、慎重かつ適正な繰延税金資産が計上されるよう、いま一度、その計上規定についての見直しを行い、回収可能性の判断要件の整備と財務諸表における評価性引当額の記載方法を統一すべきであると考えます。

表6-7 <銀行大手17行の1999年(平成11年)3月期決算における税効果会計適用状況>

(単位: 億円)

	興銀	東京三菱	住友	三和	第一勧銀	富士	さくら	東海	あさひ	大和	三井信託	三菱信託	住友信託	安田信託	日本信託	東洋信託	中央信託	平均
資本勘定	16,239	28,862	18,465	21,051	24,042	23,219	22,235	16,111	13,724	9,282	7,495	7,380	6,905	3,492	725	5,532	3,532	12,052
繰延税金資産(純額)	4,062	6,226	7,199	5,925	6,265	7,326	6,777	3,704	3,342	2,112	2,435	2,972	2,877	2,538	200	1,829	688	66,477
%	25.0	21.6	39.0	28.1	26.1	31.6	30.5	23.0	24.4	22.8	32.5	40.3	41.7	72.7	27.6	33.1	19.5	31.3
繰延税金資産(総額)	4,090	6,228	7,216	5,984	6,277	7,326	6,777	3,704	3,342	2,112	2,435	2,972	2,877	2,538	1,479	1,829	688	67,874
税法上の繰越欠損金	555	0	1,086	474	346	2,032	1,247	1,802	705	280	163	0	474	474	883	177	104	10,802
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,798	4,909	3,850	4,034	4,414	3,142	4,460	1,116	1,938	1,161	1,493	2,282	1,088	946	386	1,463	470	39,950
その他	737	1,319	2,280	1,476	1,517	2,152	1,070	786	699	671	779	690	1,315	1,118	210	189	114	17,122
評価性引当額	-	-	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注1)	1,279	-	-	1,336
繰延税金負債(総額)	28	2	17	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
当期純利益	△ 1,957	454	△ 3,741	△ 3,944	△ 3,762	△ 3,929	△ 3,753	△ 1,857	△ 2,200	△ 1,165	△ 1,440	△ 1,196	△ 1,071	△ 3,758	△ 841	△ 1,277	△ 487	△ 35,924
BIS自己資本比率(連結ベース)																		
1999年3月	11.53	10.47	10.95	11.06	11.46	11.21	12.33	12.60	11.90	12.73	15.40	11.66	12.52	12.42	8.18	13.83	13.18	11.97
1998年3月	10.26	8.53	9.23	9.60	9.08	9.41	9.12	10.25	9.33	10.29	10.40	10.35	9.89	13.56	9.83	10.67	12.73	10.15
土地再評価益	1,714	3,697	2,836	2,706	5,457	2,262	841	1,582	2,261	-	151	-	437	-	-	178	-	24,122

(注1) 評価性引当額1,097億円を直接控除してあるとの注記あり

(平成10年3月期、平成11年3月期有価証券報告書より作成)

第7章 総括と今後の課題

これまでに述べてきたように、わが国における税効果会計の導入は国際的調和の観点や国内での会計処理方法の統一といった点からみて、妥当な判断であったといえ、また、導入に伴う法人税の費用性や繰延税金資産の資産性といった前提条件についても、理論的に問題のないことがわかった。しかしながら、わが国における「税効果会計に係る会計基準」については、いくつかの点で問題点が指摘でき、まだ完成されたものであるとは言い難い。

特に繰延税金資産の回収可能性判断については、判断要件が詳細に明示されていないことから、早期適用会社における繰延税金資産の計上額が必ずしも妥当であるとは言えない状況になっており、繰延税金資産の回収可能性について信頼性の検証が必要となる。現在は、繰延税金資産の回収可能性については監査人によってその妥当性が判断され、信頼性が保証されているわけであるが、基準によって詳細に判断要件が示されていなければ、監査人の判断も客観的に行うことが困難になってしまう。この点については「税効果会計に係る会計基準」の一層の精緻化が望まれる。

また、税効果会計の導入によって、銀行の自己資本比率が大きく上昇しており、これについては、導入の背景に高度な経済政策的判断があったとも推測されるが、あくまでも立証できたわけではない。しかし、ほとんどの銀行が税効果会計を早期適用した結果、税効果会計の導入が銀行の財務諸表に大きな影響を与えたことには間違いがない。今後は、個別に銀行の繰延税金資産の計上額が妥当であるかについて詳細に分析する必要があると思われる。

さらに、わが国における税効果会計の今後の課題としては割引計算の取り扱いが残されている。近年、会計測定分野において、将来キャッシュフローの見積もり額を一定の利率で割り引いた現在価値測定が盛んに主張されている。すでに諸外国においては、こうした割引計算を会計測定に取り込むことの意義についての研究報告がなされているが、わが国においてはまだ研究成果の蓄積が十分ではない。こうした状況のなかで、税効果の会計処理方法としては国際的に資産負債法が主流となっており、わが国における税効果会計導入に際してもこの資産負債法が採用されることとなった。資産負債法によって計算される繰延税金資産および繰延税金負債の額が将来還付または支払うべき法人税の額である以上、税効果会計においても貨幣の時間的価値とリスク評価をとりいれた割引現在価値測定は不

可避の問題であると言える。

税効果会計における割引計算は、現在のところ改訂 I A S 第 12 号や S F A S 第 109 号では否定されており、国際的にも認めている国はほとんど存在していない。しかしながら、その是非については活発に議論されており、支持されていない理由のほとんどは割引率の選択や処理の繁雑さという実務的制約問題であり、理論的に割引計算が税効果会計にそぐわないものであるとして否定されているわけではない。たしかに、資産、負債の測定に割引現在価値を導入するというのは、税効果会計だけにかぎった問題ではなく、割引現在価値測定においては使用する割引率をどのように合理的に決定するかという問題が付随し、こうした問題については会計全般にわたっての問題としての割引計算の体系的研究が待たれるところである。しかしながら、資産負債法の表す繰延税金資産、繰延税金負債が将来還付または支払うべき法人税の額であるとする以上、そこには貨幣の時間価値を考慮した割引計算が必要とされてもなんら不思議はなく、わが国においても資産負債法を採用している以上、税効果会計における割引計算の是非について検討する必要があると考える。

[参考文献]

- 青山監査法人・プライスウォーターハウス『アメリカの会計原則』東洋経済新報社, 1993年
- 鮎川眞昭「租税の費用性と税効果会計」『産業経理』第38巻第11号, 1978年
- 飯岡透「アメリカにおける税効果会計の現状と問題点」『會計』第105巻第6号, 1974年
- 磯貝明「繰延税金資産の認識についての考察」『経済科学』第45巻第3号, 1997年
- 磯貝明「税効果の会計処理方法についての考察」『経済科学』第46巻第1号, 1998年
- 磯貝明「わが国における税効果会計の必要性について」『浜松短期大学研究論集』第53号, 1997年
- 稲垣富士夫『国際会計基準—日米英会計基準との比較解説』同文館, 1992年
- 岩崎勇「税効果会計について—イギリスの基準との関連において」『税経通信』第50巻第11号, 1995年
- 大倉雄次郎「税効果会計の実態分析からみた課題」『企業会計』第51巻第7号, 1999年
- 会計フロンティア研究会『財務会計のフロンティア』中央経済社, 1993年
- 梶原晃「税効果会計の導入の議論とその背景」『JICPA ジャーナル』第8巻第6号, 1996年
- 梶原晃「税効果会計の本質—アメリカにおける新会計基準の考察」『神戸大学大学院研究会六甲台論集』第38巻第1号, 1991年
- 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」, 1998年
- 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」, 1998年
- 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」, 1997。
- 企業会計制度研究会「現在価値の論点」『COFRI ジャーナル』No. 35, 1997年
- 北村吉弘「わが国に税金の期間配分を導入した場合のメリットとデメリットについて」『会計ジャーナル』第16巻第9号, 1984年
- 清村英之「繰延税金資産・負債の割引計算」『北見大学論集』第34号, 1995年
- 清村英之「税効果会計に関する一考察」『成蹊大学経済学部論集』第21巻第2号, 1991年
- 黒川保美『総解説 国際会計基準』日本経済新聞社, 1994年
- 黒澤清・染谷恭次郎・若杉明編『現代会計学の動向 I 財務会計』中央経済社, 1988年
- 郡司健「税効果会計の国際的実状—ドイツを中心として」『企業会計』第51巻第7号, 1999年

- 小林茂夫「「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の解説」『企業会計』
第51巻第3号, 1999年
- 斎藤静樹「「税効果会計」意見書の概要と作成の経緯」『企業会計』第51巻第3号, 1999年
- 斎藤真哉「税効果会計における処理方法の検討」『会計』第148巻第5号, 1995年
- 斎藤真哉「税効果会計論(一)法人税等の期間配分の論拠」『会計』第151巻第1号, 1997年
- 斎藤真哉「法人所得税の期間配分方法 - Homer A. Blackの諸説を中心として」
『青山経営論集』第30巻第3号, 1995年
- 榊原正幸・磯貝明「税効果会計の適用に関する一考察」『企業会計』第51巻第6号, 1999年
- 佐藤隆文「自己資本比率規制を巡る最近の動き」『名古屋大学経済学部附属国際動態研究
センターニューズレター』No. 8, 1999年
- 佐藤倫正「繰延法人税の資金的性格」『岡山大学経済学会雑誌』第14巻第1号, 1982年
- 佐藤倫正「連結財務諸表の目的」『JICPAジャーナル』第9巻第8号, 1997年
- 鈴木一水「税効果会計の本質」『企業会計』第51巻第7号, 1999年
- 醍醐聰「土地の再評価と自己資本評価」『企業会計』第50巻第6号, 1998年
- 武田隆二「租税の会計学的性格に関する諸相」『会計』第87巻第3号, 1965年
- 武田隆二「租税の会計学的分類」『会計』第87巻第5号, 1965年
- 武田隆二「租税配分論争の基底」『企業会計』第16巻第8号, 1964年
- 武田隆二『法人税法精説』森山書店, 1992
- 辰巳正三「個別財務諸表における税効果会計適用をめぐる問題点」『創価経営論集』
第6巻第1号, 1982年
- 戸奈常光「税効果会計と法人税等の開示について」『産業経理』第38巻11号, 1978年
- 中田信正『税金配分会計 法人税期間配分の方法』中央経済社, 1973年
- 中田信正・坂本道美『税効果会計入門』中央経済社, 1999年
- 中田信正「税効果会計の現状と本格的導入への課題」『企業会計』第48巻第1号, 1996年
- 中田信正「税効果会計の主要課題 - FASB基準書第109号を中心に」『産業経理』第56巻
第3号, 1996年
- 中田信正「税効果会計の新展開 繰延税金資産の増大と情報開示機能の拡大」『桃山学院大
学経済経営論集』第37巻第1号, 1995年
- 中田信正「税効果会計のわが国実務への導入の必要性」『企業会計』第28巻第11号,
1976年

- 中田信正「長期納税引当金と税効果会計」『事例研究 現代の企業決算—有価証券報告書等にみる動向と課題』中央経済社, 1993年
- 中田信正「法人所得税の費用性と税効果会計」『産業経理』第38巻第11号, 1978年
- 中田信正「連結における税効果会計」『企業会計』第49巻第1号, 1997年
- 中田信正「連結財務諸表と税効果会計」『會計』第109巻第3号, 1976年
- 中村忠・成松洋一『企業会計と法人税』税務経理協会, 1992年
- 日本公認会計士協会「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」, 1998年
- 日本公認会計士協会「連結財務諸表作成要領」, 1976年
- 日本公認会計士協会「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針(中間報告)」, 1998年
- 早川豊「FAS109の連結税効果会計の適用例」『JICPAジャーナル』第6巻第11号, 1994年
- 番場嘉一郎「税効果会計と制度的環境」『企業会計』第28巻第11号, 1976年
- 平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念』中央経済社, 1994年
- 森田哲彌・宮本匡章編著『会計学辞典第二版』中央経済社, 1992年
- 菱山淳「資産・負債アプローチに於ける資産概念の検討」『経理知識』第73号, 明治大学経理研究所, 1994年
- 藤田敬司「税効果会計導入と新しい経営課題」『企業会計』第51巻第7号, 1999年
- 鮎子田俊助「税金の期間配分の方法」『企業会計』第28巻第11号, 1976年
- 前田清隆「税効果会計とその有用性—AICPAの意見書第11号を中心として」『税経通信』第38巻第8号, 1983年。
- 間島進吾「FASB税効果会計SFAS第109号を中心に」『JICPAジャーナル』第444号, 1992年
- 山田辰巳「税効果会計の課題」『企業会計』第45巻第11号, 1993年
- 弥永真生「現在価値計算と商法計算規定」『企業会計』第47巻第1号, 1995年
- 弥永真生・足田浩「税効果会計導入の必要性和導入に伴う問題点について」『金融研究』第14巻第3号, 日本銀行金融研究所, 1995年
- 弥永真生・足田浩『税効果会計』中央経済社, 1997年
- 吉田寛・隅田一豊『国際会計概説』税務経理協会, 1982年

- A. D. Barton, "Company Income Tax and Interperiod Allocation," *ABUCUS*, Sep. 1970
- American Institute of Accountants, *ARB No. 23 "Accounting for Income Taxes,"* 1944
- American Institute of Certified Public Accountants, *Opinions of the Accounting Principles Board No. 11 "Accounting for Income Taxes,"* 1967
- AICPA, *APB No. 23 "Accounting for Income Taxes,"* 1972
- Arnord, A. J. and Webb, B. J., *The Financial Reporting and Policy Effects of Partial Deferred Tax Accounting,* ICAEW, 1989
- Bill N. Schwartz, "Income Tax Allocation : It is Time for a Change", *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Spring 1981
- Brown, S. and J. Lippitt, "Are Deferred Taxes Discountable?", *Journal of Business Finance and Accounting*, Spring 1987
- Burns, P., "Deferred Tax Accounting - Critique of ED19", *Accountancy*, Oct. 1977
- D. H. Bonham, *Accounting Research - Income Tax Allocation,* The Canadian Institute of Chartered Accountant, 1964
- D. H. Lee, "Income Taxes and Income Tax Allocation under the Entity Concept," *The Accounting Review* vol. 36 No. 2, 1961
- Dec. 1944,
- E. S. Hendriksen, *Accounting Theory 3rd ed.,* Richard D Irwin, 1977
- Edward W. Kabialis, "Accounting for Income Taxes : Proposed Rules", *CPA Journal*, Jan. 1987
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 9 "Accounting for Income Taxes,"* 1975
- FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, "Elements of Financial Statements,"* 1985
- FASB, *SFAS No. 96 "Accounting for Income Taxes,"* 1987
- FASB, *SFAS No. 109 "Accounting for Income Taxes,"* 1992
- Gonzalez, H. and W. A. Erken, "How Utilities Will Account for Income Taxes Under FASB 109", *Journal of Accountancy*, Dec. 1992

- Graham, W. J., "Income Tax Allocation", *The Journal of Accountancy*, Jan. 1959
- H. A. Black, *Interperiod Allocation of Corporate Income Taxes*, AICPA, 1966
- Harry L. Stern, "The New Statement on Accounting for Income Taxes", *Management Accounting*, Apr. 1988
- Henry A. Engel, "An Indirect Cost," *The Journal of Accountancy*, Dec. 1944
- Hope, T. and J. Briggs, "Accounting Policy Making Some Lessons from The Deferred Taxation Debate", *Accounting and Business Research*, Spring 1982
- Hugo Nurnberg, "Income Tax Allocation under SFAS 96", *CPA Journal*, Jul. 1988
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Statement of Standard Accounting Practice No. 15, "Accounting for Deferred Taxation,"* 1978
- ICAEW, *SSAP No. 15(revised), "Accounting for Deferred Taxation,"* 1985
- ICAEW, *SSAP No. 15(amended), "Accounting for Deferred Taxation,"* 1992
- International Accounting Standards Committee , *International Accounting Standards No. 12 "Accounting for Taxes on Income,"* 1979
- IASC, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989
- IASC, *Exposure Draft No. 33 "Accounting for Taxes on Income,"* 1989
- IASC, *Exposure Draft No. 49 "Accounting for Taxes on Income,"* 1994
- IASC, *IAS No. 12(revised) "Accounting for Taxes on Income,"* 1996
- Jaedicke, R. k. and C. L. Nelson, "The Allocation of Income Taxes : A Defense," *Accounting Review*, Apr. 1960
- John L. Carey, "What are corporate income taxes? " *The Journal of Accountancy*, Dec. 1944
- Johnson, A. W., "More on Income-Tax-Allocation Accounting", *Accounting Review*, Jan. 1961
- Liebttag, B., "FASB Income Tax Hearings Show Diverse Opinions Still Exist on 1960s APB Opinion", *Journal of Accountancy*, Jun. 1984
- Meyers, S. L., "An Examination of the Relationship between Interperiod Tax Allocation and Present- Value Depreciation", *Accounting Review*, Jan. 1973
- OECD, *Accounting Standards Harmonization No. 3 : Income Tax Accounting*, 1987
- P. C. Ritchie, J. E. Rowcrot and B. A. Trenhoim, "An Analytical Basis for the Treatment of Corporate Income Tax", *Accounting Horizons*, Dec. 1988

- Parks, J. T., "A Guide to FASB's Overhaul of Income Tax Accounting", *Journal of Accountancy*, Apr. 1988
- Perry, R. E., "Comprehensive Income Tax Allocation", *Journal of Accountancy*, Feb. 1966
- R. J. Chambers, "Tax Allocation and Financial Reporting," *ABUCUS*, Dec. 1968
- Rayburn, F. R., "Discounting of Deferred Income Taxes : An Argument for Reconsideration", *Accounting Horizons*, vol. 1, No. 1, 1987
- Rosenfield, P., "The Fatal Flaw of FASB Statement No. 96", *Accounting Horizons*, Sep. 1990
- Rosenfield, and W. C. Dent, "No More Deferred Taxes", *Journal of Accountancy*, Feb. 1983
- Sidney, D., L. Skelton and R. L. Weil, "A Controversy Over the Expected Behavior of Deferred Tax Credits", *Journal of Accountancy*, Apr. 1977
- Subcommittee of the American Accounting Association's Committee on Financial Accounting Standards, *Response to Exposure Draft No. 13 of the International Accounting Standards Committee*, American Accounting Association, 1978
- Thomas H. Beechy, *Accounting for Corporate Income Taxes : Conceptual Consideration and Empirical Analysis*, The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1983
- Thomas R. Petree, George J. Gregory and Randall J. Vitray, "Evaluating Deferred Tax Assets", *Journal of Accountancy*, Mar. 1995
- Van Hoepen, M. A., *Anticipated and Deferred Corporate Income Tax in Companies' Financial Statements*, Kluwer, 1981
- Watson, P. L., "Accounting for Deferred Tax on Depreciable Assets", *Accounting and Business Research*, Autumn 1979
- William J. Read, and Robert A. J. Bartsch, "Accounting for Deferred Taxes under FASB 109", *Journal of Accountancy*, Dec. 1992



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

